

〔資料6〕 制度改善事業関係資料

19 先物振興発第 44 号

平成 19 年 4 月 17 日

日本商品先物取引協会
会長 荒井史男 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一

金融商品取引法関連の改正商品取引所法の円滑な施行に向けて（お願い）

金融商品取引法に係る政令案、内閣府令案についてパブリックコメントが募集されておりますが、当商品先物取引業界においても、基本的に金融商品取引法と同様の市場利用者保護規制が導入された平成 18 年改正商品取引所法の円滑な施行と受託会員への定着が求められるところです。

つきましては、貴協会におかれましては、改正法の政令・省令の公布・施行のプロセスにおいて会員意見を十分に聴取していただき、会員の実態に即した無理のない法令順守態勢の構築への協力方をお願い申し上げます。

平成 16 年改正法の会員における定着に時間を要したことに見ると、省令の施行を先取りして会員に周知していただくことが会員における混乱を最小限にとどめることにつながります。

会員意見の聴取について、具体的には、商品取引員管理部会等の取引員実務者の活動を貴協会のワーキング・グループに位置づけていただき、法令順守に向けての会員の自発的活動を促進していただきたくお願い申し上げます。法令順守に係る自主規制ルール作成等への会員の参画は、日常の法令順守活動をビビッドなものにすると思量する次第です。

以上

会 員 代 表 者 各 位

日本商品先物振興協会
会 長 加藤 雅一

政令改正案への意見提出に関するご報告

今般、経済産業省における商品取引所法施行令（政令）改正案へのパブリックコメントの募集に際し、会員各位におかれましては多数のご意見を提出していただき、誠にありがとうございました。

会員各社から本会にご報告いただいた各社のパブリックコメントにつきましては、関連する内容別に整理し、本会の会員専用ホームページに掲載いたしました。

また、本会におきましても、5 月 25 日に別紙の意見を提出いたしましたことをご報告申し上げます。

今後は 6 月中にも商品取引所法施行規則（主務省令）の改正案が公表され、パブリックコメントの募集が行われることとなります。本会では、できる限り早く、かつ、正確な情報を会員各社にお知らせし、改めてご意見の提出についてご案内いたしますので、重ねてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

「証券取引法等の改正に伴う経済産業省関係政令の改正案への意見」

以下の意見は、商品取引員各位が提出したパブリックコメントを、当協会が案件に応じて順序を整理し並び替えたものです。

1：令第 10 条の 2（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）関連 【1号に関連した事項】

手数料等の合計額又は計算方法については、次に掲げる方法により、表示できるものと理解してよいか。

- ・ 代表的な上場商品を例示的に表示する方法。
例) 東京金 取引手数料 片道 1 枚あたり 500 円 (税込)
- ・ 適用する手数料等の合計額をレンジ幅で表示する方法。
例) 片道 1 枚あたり 500 円～1,000 円 (税込)
※デイトレードの場合、決済時の手数料は無料。

【理由】

顧客が商品取引員に支払うべき手数料等は、上場商品の種類、取引数量、取引形態（対面・ネット取引の別）等によって異なり均一ではない。これらすべてを同時に広告媒体に表示することは新聞・雑誌等の刊行物の限られたスペース、テレビ・ラジオ等の CM の時間的制約を受けた中で表示することは、極めて困難である。

当該手数料等は、受渡決済にともなう現受け手数料、現渡し手数料、倉荷証券に係る発行手数料、出庫料及び入庫料、並びに保管料等も含まれるのかどうか、明示していただきたい。

【理由】

改正法 213 条の 2 に規定する広告等の規制は、「商品取引受託業務の内容の広告」を要件としている。すなわち、差金決済のみならず受渡決済においても適用される。顧客が差金決済を行うのか、受渡決済を行うのかは、あらかじめ想定できるものではない。したがって、当該手数料等の合計額又は計算方法については、差金決済又は受渡決済のどちらか一方、あるいは両方について表示すべきか否か、お示しいただきたい。

委託手数料の額を取扱商品全てに関し表示することは現実的ではない。せめて例示的な額の表示等を考慮すべきである。

〔理由〕

商品先物の受託契約に基づいて顧客が支払う委託手数料の額は、受託の方法（オンライン、コールセンター、対面取引）や割引（ボリュームディスカウント等）によっても異なり且つ商品の種類によっても異なり、また取引数量等によっても異なる場合があるので、全取扱い品目の全パターンを表示するのは、現実的ではない。顧客に混乱を与える可能性があるため、慎重に考慮すべきである。せめて、例示的にサンプル商品を選び表示する裁量を取引員に与えるべきである。

手数料については、銘柄、受注方法（インターネットを介した受注、電話による受注）、日計り等により一律ではないため、例示的な手数料額の表示、または、前述に加え、その他別途定めた手数料が徴収される場合がある旨を併記する方法を認めることが妥当ではないか。

〔理由〕

すべてを列記しなければならないとすると、特に紙媒体において、本来企業が訴求したい宣伝広告内容が、物理的に著しく制限されることが懸念され、広告活動に支障をきたすおそれがある。

【2号に関連した事項】

取引証拠金の額は一律ではなく顧客の正確な認識を阻害する要因ともなりかねない。

〔理由〕

取引証拠金は、銘柄によって異なり、また限月によっても（定時増証拠金）、更に価格の変動幅によっても（臨時増証拠金）増減する場合がある。また、広告の作成段階と実際に出稿する期日とは時間的ギャップがあり、取引証拠金額が、広告掲載の時点で現実の額と違っている場合も想定される。全取扱商品の取引証拠金を表示することは、かえって顧客に混乱を与え、トラブルの種にもなりかねない。例示的に表示することについても、同様の理由から慎重に考えるべきである。

「その額または計算方法」とあるのは「その最低取引単位にかかる額」に改めることが妥当ではないか。

〔理由〕

1枚あたりに係る証拠金がわかれば、複数の場合は、その1枚あたりの証拠金額を乗じて得られることは自明であるので。

【3号に関連した事項】

取引額の証拠金に対する比率の表示についても、比率は一定ではなく且つ追加預託が必要となる証拠金もあり、取引のリスクに係る顧客の正確な認識を妨げることにもなりかねない。

〔理由〕

取引額の証拠金に対する比率の表示については、正確には約定値段により比率が決定する訳であり、比率は一定ではない。また、値段の変動により追証拠金や臨時増証拠金が発生する場合があり、それにより比率も変化することから、顧客に無用な混乱をきたす可能性がある。よって当該比率の表示にも慎重に対処すべきと思量する。

取引証拠金等の額に対する受託契約に基づく取引の額の比率（レバレッジ比率）は、当該取引が成立した値段（約定値段）によって決まるため、一定ではない。したがって、レバレッジ率を算出することができない旨及びその理由を表示することでよい。

〔理由〕

レバレッジ比率は、上場商品、限月、取引ごとによって変化する。また、顧客が預託すべき証拠金は、取引追証拠金、取引定時増証拠金、取引臨時増証拠金があり、それによっても比率が変わる。よって単にレバレッジ比率を表示することは、取引リスクについての正しい認識を妨げるおそれがある。

総約定金額がその証拠金の金額に対して著しく大きい旨の表現の表示をすることを認めていただきたく存じます。

〔理由〕

第10条の2第3号につきましては、商品及びその約定代金によりレバレッジの比率は変わるため、具体的な数値の表示は困難と考えます。

「当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率」とあるのは削除することが妥当ではないか。

〔理由〕

取引員が、取引所のでめる取引証拠金基準額を自社で定める取引本証拠金として採用する限りにおいて、上場商品毎に当該比率は異なるものであり、網羅的に表示することは経済合理性に欠けるところであり、例示的表示もしくはレバレッジが効いている旨の表示に留めるべきである。特に、紙媒体では紙面に限りがありすぎる。

【その他、広告規制全般にかかる事項】

(1) 規制の対象となる広告の方法に関する意見

広告の種類及び内容の区分によって規定すべき事項を設けるべきである。

〔理由〕

広告媒体の種類には、①新聞・雑誌等の刊行物、②テレビ・ラジオ等のCM、③映画・スライド・ビデオ・CD-ROM、DVD・電光ニュース等の動画や字幕、④チラシ・パンフレット・DM等の印刷物、⑤ポスター・看板・懸垂幕等の掲出物、⑥ファクシミリ・インターネット・電子メール等があげられる。広告のスペースや時間的制約は、媒体の種類によって異なることから、これらを同じ条件で一律に規制することは適当ではない。また、広告の内容も商品取引員の商号、許可番号、問い合わせ先、簡単なフレーズのみを掲載した簡易な広告もあり、内容にも程度の差がある。このような実態を踏まえつつ、柔軟な措置を講じていただきたい。

「広告」の概念が現段階では不明確であり、政令でいう「広告」に該当する概念・範囲につき明確にし、適用上の混乱を避ける必要があると考える。

〔理由〕

「広告」の範囲として考えられるものは、会社案内・チラシ・パンフレット・DM・情報誌等の印刷物、新聞・雑誌等の刊行物への掲載、テレビ・ラジオ等の電波媒体、ネットでの広告、セミナー告知、採用等多種多様な形態が考えられる。政令の「広告」に該当する範囲を媒体の形態・特性を考慮した上で明確化し、適用・運用上の疑義・混乱を回避する必要がある。

顧客向けの情報誌、相場レポート等の純粋な情報提供を目的とした発行物については、その目的からして本規制の対象外の広告とするべきである。

〔理由〕

当社では、ウィークリーレポートやマンスリーレポート等を発刊しているが、内容は純粋な情報提供や啓蒙を目的として作成している。当該発行物等については、その目的からして本規制の対象外の広告としていただきたい。

広告の媒体や特性、形式等を考慮した適用・運用が為されるべきである。広告本来の目的を阻害するような制約は好ましいとはいえない。

〔理由〕

新聞・雑誌等紙媒体の広告は、紙面が限られたスペースとなる。また、ネット広告もその露出はバナー広告、テキスト広告、ランディングページ等多岐に亘る。仮に何らかの形態で手数料や証拠金等の額を表示するのであれば、広告の媒体や形式等を考慮した適用・運用が為されるべきである。広告本来の目的を阻害し、媒体の特性を生かせないような制約は課すべきではない。

経済セミナー告知、人材採用の為の広告、企業イメージ広告等、広告の主旨によっては規制の対象外とすべきである。

〔理由〕

広告の中でも商品取引を直接勧誘する目的というより、経済全般、投資全般のセミナー告知や金の現物販売等を目的とする資料請求告知などについては、本規制の対象に該当しないと思われる。

どのようなものが広告として規制対象となるのか具体的に示して欲しい。

〔理由〕

広告規制として扱われる具体的対象がわからないため。

外務員個人のブログ又はメール会員に対する情報提供等も広告規制の対象となりますか？ また資料請求者に対する相場情報レポートやセミナー告知の場合など取引する意思が表明されていない段階では手数料等の表示は必要ないのではないですか。取引希望者に対するこれらの説明義務は法によって担保されています。

〔理由〕

弊社では、外務員個人又は営業店単位で弊社又は他社で取引中の顧客に対して、ホームページ内及びブログで情報発信しておりますが、今後の対応方法が不透明なため。

他銘柄の手数料・証拠金の額等を、広告掲載の紙面が小さい場合に表示するのは難しいのではないかと。また、テレビ・ラジオ（CM）など、表示又はアナウンスなど時間的な制約で難しいのではないかと。広告媒体によって考慮した適用はできないのか。

定期的に顧客にレポートを提供していますが、これも対象となるのでしょうか。会社案内パンフレット、セミナー告知、人事採用なども対象でしょうか。

「商品取引所法施行令第10条の2」において、手数料、取引証拠金額、取引額の取引証拠金額に対する比率（倍率）などが表示すべき事項として定められているが、その表示方法について、必要最低限の簡便な表記が可能となるよう、ご配慮いただきたい。

〔理由〕

商品先物取引は株価指数先物取引等とは異なり銘柄数が多く、また、手数料や取引証拠金額、倍率は銘柄ごとに異なっているのが一般的であり、これら全てを網羅して表示しようとした場合、広告スペースの大きな部分を占めると予想される。高価なメディアの効率的な活用を著しく制限することの無いよう、特に商品先物取引そのものの魅力を訴求する内容の広告において、上記「表示すべき事項」の簡便な表記が必要である。

(2) 手数料・証拠金等、広告に表示すべき事項に関連する意見

顧客の判断に影響を及ぼす重要事項については、積極的に広告において表示すべきと考えますが、手数料及び証拠金に関しては、例示的な表示を認めていただくことが望ましいかと存じます。

〔理由〕

第10条の2第1項第1号及び第2号につきましては、統一されているものではなく、広告のスペース等により、全てを表示することは困難と考えます。

広告に関する規制において、広告は限られたスペースであるため、商品先物取引の取引証拠金及び手数料の額等は、ホームページ又は直接弊社にてご確認下さいと表記し、ホームページアドレス及び電話番号を記載すれば良いのではないのでしょうか。

〔理由〕

取引証拠金及び手数料の種類は銘柄ごとに異なった金額に設定しており、情報量が非常に多い。さらに日によって変化する臨時増証拠金の表示や約定値段によって変わる手数料体系、また日計売買に伴う異なる手数料の実態により、広告作成時と公表後の時間経過に伴い金額が変化することで、顧客に誤解、混乱を与える。また広告の性質上、限られた紙面及び時間内に表示することは非常に困難となります。

広告表示内容について政令案では表示すべき内容が複雑になりすぎるので、重要な表示事項を定め、それを基準にすべきと考える。

〔理由〕

販促用資料（例えば各銘柄パンフレット、商品取引仕組みの解説）などについて各々の証拠金や手数料、レバレッジ取引のリスクなどを表示し、理解の徹底をはかることについては当然であるが、証券取引等とは異なり、商品取引は各々の商品、約定価格などにより証拠金・倍率・値幅制限等が異なるため取扱商品の全てを網羅して表示することは困難である。

広告に関する規制で、受託契約に関して顧客が支払うべき手数料と顧客が預託すべき取引証拠金とありますが、商品先物取引の手数料及び取引証拠金は銘柄によってさまざまであり、手数料や取引証拠金の金額が異なる為、例示での表示にすることはできないのでしょうか。又、当該比率についても、総取引金額は取引成立した約定金額によって決まることや臨時増・定時増・追証等、取引を始める時とその後追加預託が必要となる場合があるので、一概に比率を出すのも難しいのではないかと。

受託契約に関して顧客が支払うべき手数料、及び取引証拠金は全て一定ではなく、代表的な例を示す等の方法を考慮すべきである。
〔理由〕
取引する商品の種類、取引量によって手数料ならびに取引証拠金は一定でなく、種類が多いため。

商品先物取引において顧客へ事前交付書面で、①商品先物取引—委託のガイド②受託契約準則③取引本証拠金一覧④委託手数料一覧——があります。又商品先物特有の取引証拠金の10から30倍の取引であること等リスク説明を行っていますので、広告関係全てに表示すべき事項として同等に、記載することの必要性はないのではないかと。

令10条の2第4号末尾で「及びその理由」とあるのは削除することが妥当ではないかと。
〔理由〕
顧客に損失が生じ、取引証拠金等の額を上回る事となるおそれがあることを表示することは肯定するが、それに及ぶ「理由」は相場変動以外に何があるのか。

2: 令第12条の2（勧誘方針の策定を要しない者等）関連

令第12条の2第2項第2号にある「自動送信」とは、インターネットホームページ上における掲載を含むと考えるがどうか。
〔理由〕
一般的にいう「送信」との表現は、ホームページにおける掲載をイメージさせない印象があるが、「公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと」を「自動送信」としており、ホームページ等への掲載はこれに該当すると考えられる。

〔内容〕
インターネット等からのアクセスは、顧客の自主性によるものが非常に強いので勧誘方針の公表の対象から、除外した方が良いのではないかと。

「証券取引法等の改正に伴う経済産業省関係政令の改正案への意見」

日本商品先物振興協会

商品取引所法施行令の改正案への意見

1. 商品先物取引の手数料その他の顧客が支払うべき対価及び顧客が預託すべき取引証拠金の額は、例示的な額を表示する等の方法を認める運用がなされるべきである。

〔理由〕商品先物取引において顧客が支払うべき対価には、委託手数料、受渡手数料、商品の保管料（倉庫料）、倉荷証券の名義書換料等多種あること、委託手数料は、取引する商品の種類、取引数量等により金額が異なる場合があること、また、商品先物取引において顧客が預託すべき取引証拠金の額は、取引する商品の種類によって異なっていることから、一の広告においてその全てを網羅的に表示することが困難な場合があるため。

2. 取引の額の取引証拠金の額に対する比率は、これを表示しないこととすべきである。

なお、当該比率を表示する場合においては、取引の状況によって変動することがある旨を併記することが適当である。

〔理由〕取引の額は当該取引が成立した値段（約定値段）によって決まる一方で取引証拠金の額は通常、商品毎に固定された一定の額であるため、取引証拠金の額に対する取引の額の比率は一定でなく10数倍から30数倍と幅があること、また、顧客が預託すべき取引証拠金には約定値段の変動に伴って臨時的に追加預託が必要となる証拠金があり、それによっても比率が変化する場合があることから、単に当該比率を表示することは取引のリスクについての誤った認識を与えるおそれがあるため。

3. 広告の目的、方法、媒体等を考慮した適用が行われるべきである。

〔理由〕商品の需給、為替動向、海外市況等の情報提供を目的とした顧客向けの

レポート、社名広告（名刺広告）、セミナー告知広告においては、手数料や取引証拠金の額を表示する必要はないため。また、広告の掲載媒体による情報の表示上の制約（紙面の大きさ、CM秒数など）から、手数料や証拠金等の額を表示することが困難な場合があるため。

4. 上記1～3については、取引ルールと受託業務の実情を知る自主規制機関の自主規制に委ねることが適当である。

〔理由〕「顧客の判断」とは、受託契約の締結に際してのものか、取引する商品の選択に際してのものか等の違いを明確にし、自主規制機関の自主規制において、例えば、「受託業務の内容に関する広告」と「商品先物取引に関する知識の提供を目的とする印刷物」との違いなど、手数料や取引証拠金を表示すべき広告と表示を要しないものとを区分してその適用を定めることによって、改正法の適切かつ円滑な運用が図られると考えられるため。

19 先物振興発第 81 号
平成 19 年 8 月 8 日

会 員 代 表 者 各 位

日本商品先物取引協会
会 長 加藤 雅一

省令および委託者保護ガイドライン改正案への意見提出に関するご報告

今般、農林水産省と経済産業省における商品取引所法施行規則（省令）及び委託者保護ガイドラインの改正案へのパブリックコメント募集に際し、会員各位におかれましては多数のご意見を提出していただき、誠にありがとうございました。

会員各社から本会にご報告いただいたパブリックコメントは、関連する内容別に整理し、本会の会員専用ホームページに掲載いたしました。

また、本会におきましても、7 月 30 日に別紙の意見を提出いたしましたことをご報告申し上げます。

以上

「商品取引所法施行規則および委託者保護ガイドライン改正案への意見」

以下の意見は、商品取引員各社が提出したパブリックコメントを、当協会が案件に応じて順序を整理し並び替えたものです。

商品取引所法施行規則

1：令第 100 条の 2（広告類似行為）関連

規制の対象となる「広告」を明確にすべきであると思います。メディア広告、DMなどはわかりますが、営業が手作りする資料をどう考えるかなどを明確にすべきであると思います。基本的には大量に印刷し、多数に配布されるものは対象となると思うが、営業マンが説明用に手作りしている営業ツールは規制対象に相応しくないと思われる。業界団体の自主規制ルールなどに明示されているように、規制対象の「広告」の種類を明示すべきである。また日々の相場レポートなど、情報サービスの資料は規制対象にすべきではないと思います。

会社案内やセミナー告知、採用広告など、新規顧客獲得などを目的とした営業広告以外のものは対象とすべきではないと思います。

新聞広告等で、紙面の大きさに関わらず、「商品先物取引のことなら〇〇会社に」「お客様へのサービス向上に取り組む〇〇会社」等といった会社のイメージ広告または名刺広告の場合も表示項目をすべて記載しないといけないのか。

【理由】

上記の広告は具体的に取引を勧誘するものではなく、会社の「社名の認知度のアップ」「イメージアップ」を図るものであるため、そこに証拠金や手数料を記載するのは、広告として不自然であり、またその目的とする効果がデザイン面で薄れると考えられるため。

商品取引所法施行規則改正案第 100 条の 2 の対象に、既存顧客に対する情報提供が含まれないことを明確にしていきたい。

〔理由〕

日商協主催の説明会においても質問させていただきましたが、広告規制の法益は、不適当な内容を多数の者に情報提供することによって、商品取引員が新規顧客を不当に獲得することを防止することにあると考えます。

規定内容を見る限り、本条の構成要件は「多数の者」と「情報の提供」にあると考えます（情報の提供方法については特に問うていない）が、「多数の者」に該当する／しない（の境界線）を数で厳密に線引きすることは難しい（例えば、1000 人が「多数の者」であると整理することはできても）と考えます。

提供しなければならない情報が、①商品取引員の商号、②商品取引員である旨、③手数料等、④取引証拠金の額等、⑤商品先物取引のレバレッジ性、⑥商品先物取引による損失の額が取引証拠金の額を上回るおそれ、⑦日商協に加入していない場合にはその旨、と商品取引所法第 217 条に規定する説明事項（のうち重要なもの）であることを踏まえれば、したがって、当該事項が既に説明されている既存顧客に対する情報提供は、施行規則改正案第 100 条の 2 に該当しないと整理することが可能と考えられるためです。

広告規制関連で郵便、信書便、ファックス送信、電子メール送信、ビラ・パンフレット、その他の方法で多数の者に同様の内容で行う情報提供を規制対象とするとありますが、多数の者というのは具体的には 2 名以上と捉えればよいのでしょうか。

2：令第 100 条の 3（商品取引受託業務の内容についての広告等の表示方法）関連

【1 項に関連した事項】

表示すべき事項にある「商品取引員である旨」という点については、商品取引員という言葉自体が一般的ではないため、「日本商品先物取引協会会員」という表現で代替できるようにした方がよいと思います。

ダイレクトメールでの PR 活動において、表示方法について明確なものがありますか。また、アンケート調査等を行う場合、表示方法について明確なものがありますか。

〔理由〕

ダイレクトメールの返送において、またアンケートの回収結果等に応じて、後日に営業活動が生じる場合も考えられるため。

取引所、関係協会、業界紙各社等の他者が作成した既成パンフレットを配布する場合、表示事項を網羅していない部分において、自社で別紙を添付する等に対応すべきなのか。

〔理由〕

自社以外の作成した既成パンフレットの利用をどのようにすればよいのかを知りたいため。

【2 項に関連した事項】

リスク情報の文字の大きさついて、明確に文字等級数で指定してもらいたい。

〔理由〕

実際の広告ではタイトル、見出し、サブコピー等によって文字の大きさがさまざまであり、「著しく異なる大きさ」の基準が判別しにくい。

令第10条の2第4号に定める事項の文字又は数字の大きさについて、当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異なる大きさ、としているが、「最も大きいものと著しく異なる」という表現を改め、施行規則第104条第2項に規定される「日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上」もしくは「14 ポイント以上」のように具体的に規定したほうがよいのではないか。

〔理由〕

施行規則第100条の3第2項の規定では曖昧模糊としており、広告実施サイドとしてはどの程度まで許容されるのかがわからない。仮に、広告のタイトル、キャッチコピー等において使用される文字の大きさに準じた大きさが求められるとなると、広告表現が著しく制限されることになりかねない。具体的な規定があった方が、実際の広告紙面・ウェブサイト等の制作に当り、関係当局などへの確認作業が減少し省力化できると考えられ、また、分かりやすい、読みやすい具体的大きさを定めることは消費者のためにもなるのではないか。

商品取引員がその行う商品取引受託業務の内容について広告等をするときは、令第10条の2第4号に掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きいものと「著しく異なる大きさ」で表示するものとする。この「著しく異なる大きさ」について、できるだけ具体的な指針もしくは基準を示して頂きたい。例えば「最も大きいものと令第10条の2第4号に掲げる事項の文字との乖離率を明示し、あわせて最低の8ポイントを明示する」というような方法である。

〔理由〕

「著しく異なる大きさ」との規定は主観的なので、広告審査等における判断がぶれる恐れがあります。従って、具体的な指針又は基準を明示して頂きたい。

「当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異なる大きさで表示するものとする」とあり、説明会では「著しく異なる」とは「明らかに見えないようにしていると思われるもの」とのことでした。しかし、「著しく異なる」ことに疑義が生じないよう、適切に手当てして頂きたい。

〔理由〕

この表現では恣意性が強く、個人の判断によるブレが生じやすくなる。

3: 令第100条の4（顧客が支払うべき対価に関する事項）関連

「顧客が支払う手数料、報酬その他の対価」及び「取引証拠金等」の表示については、上場商品によって異なる場合が多いなど、スペースの限られた広告の中で詳細な表示は不可能である。「20,000円～300,000円の範囲で商品などによって異なります。また市場環境によって変更される場合があります」というような大枠の表現にするか、「手数料、証拠金等につきましては当社ホームページをご参照ください」といった表現にするかを検討すべきであると思います。

「顧客が支払うべき対価（中略）の合計額又は計算方法」とあるのは「その最低取引単位にかかる額」に改めることが妥当ではないか。

または、例示的な表現があれば十分と考えるがどうか。

〔理由〕

1枚あたりに係る手数料が明示されれば、当該手数料金額に取引枚数を乗じることで、手数料合計額が得られることは自明であるため。

受託契約に関して顧客が支払うべき対価の合計額又は計算方法を広告等に記載する内容は代表銘柄または最もコストの高い銘柄に関する手数料等の表示としていただきたい。

〔理由〕

下記の例示のとおり手数料体系が複雑であり全てを表示することは顧客の利益になるとは考えられない。

例) 金の手数料

約定値段	片道手数料
1,800～2,199	6,930
2,200～2,599	7,665
2,600～2,999	8,400
3,000～3,399	9,135

広告等に記載すべき事項として、「手数料、取引証拠金の額又は計算方法、レバレッジの比率、取引証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがある旨等」と規定されている。手数料は「証拠金の約〇%～〇%」とか、証拠金は「総取引金額の約〇%～〇%」との表示方法を認めて頂きたい。

【理由】

商品先物取引の取引証拠金基準額は、現在、32銘柄で40以上の証拠金基準額となっており、かつ毎月の標準価格のスライドによってはその額が変更されます。従って、全商品を個別に広告に掲載することは困難ですので、全商連、日商協の関連機関において統一した表現を明示して頂きたい。

4：令第103条の2（事故の確認を必要としない場合）関連

【1項4号に関連した事項】

「商品先物協会の苦情の解決、あっせん若しくは調停による解決」に関して、現状の日本商品先物取引協会の規定では商品取引員に調停案に対する拒否権がないが、これを認めるべく規定の変更をする必要がある。

【理由】

紛議解決における透明性の確保のためには、紛争当事者双方の平等性が絶対条件であり、一方に拒否権のない状態では平等性を担保されているとは言いがたい。そこで、日本商品先物取引協会の調停案を委託者が受入、商品取引員が拒否する場合は、調停額に相当する金額を同協会に供託した上で提訴することとした方がよいのではないかと考える。

【1項7号に関連した事項】

事故の確認不要の場合について、弁護士代理での和解で支払額1000万円の根拠及び妥当性について明示して下さい。

商品取引所法施行規則改正案第103条の2第1項第7号ハ中「法第二百十四条第三項」は「法第二百十四条の二第三項」の誤りだと考えます。

和解が成立している場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合イおよびハ 省略

- ロ 当該和解の成立により商品取引員が顧客に対して支払いをすることとなる額が千円を超えないこと
- ロの金額を「140万円を超えない」としたい。

【理由】

ペイオフによる支払最高額は千円であるが、和解の金額としては過大であり、簡易裁判所が取扱える金額（140万円）が適当と思われる。

ロの金額条件が「千円を超えないこと」は高額すぎることに懸念がある。

【理由】

本来の主旨が「当事者間における解決の不透明さを排除し、第三者機関による透明性の高い解決を推進する」ことであるとすると、「千円」という金額は高額過ぎて、相当数の紛議がこの範囲内で解決され透明性の確保ができない危険がある。金融商品取引法と同額程度の方が良いのではないかと考える。

1日の損失補てん金額 10 万円以下の場合についてより具体的に説明して下さい。

【1 項 9 号に関連した事項】

事故による値合金処理について、明確な事務上の誤りに起因したものであれば金額に関係なく値合金処理し、事故報告だけでいいのか。

〔理由〕

損失補てんに係る確認申請の明確化。

【3 項に関連した事項】

日商協でのあっせん・調停の増加が予想されることから、申立人から申立金を徴収する制度を導入してもよいと考えますが、主務省の理解を求めたいと思います。

【全般に関連した事項】

無担保未収金の債権放棄については、どのような扱いになるのか具体的に明示して下さい。

無担保未収金について、貸倒損失処理は顧客が破産・行方不明等で回収の見込みがなくなった場合、損失補てんにならないのか。10 万円以下は事故報告だけでいいのか。10 万円以上のものは確認申請が必要か。

〔理由〕

損失補てんに係る確認申請の明確化。

5：令第 104 条（受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等）関連

【1 項 9 号に関連した事項】

商品取引所法施行規則改正案第 104 条第 1 項第 9 号中「法第二百十四条の二に掲げる事項」の趣旨を明確にしていきたい。

〔理由〕

「～に掲げる事項」という文言を拝見する限り、商品取引所法第 214 条の 2 第 1 項又は第 2 項各号に掲げる事項をイメージしますが、果たしてその事項のみを書面記載事項にすべきなのでしょうか？

6: 令第110条の2(取引証拠金等の受領に係る書面の交付) 関連

【1項5号に関連した事項】

預り証の交付義務について、取引証拠金の種類とは本証拠金・定時増証拠金・追証拠金等を区別して記載する必要があるのか。金融機関を介して受領した場合の交付義務の適用除外について、必ずしも顧客の同意書の徴収を必要とするのか。

〔理由〕

ソフトの変更が必要なため。

「取引証拠金等の種類及び価額」は、の内「種類」を削除していただきたいが、記載する場合も現行「受託契約準則等運用基準」の様式4-1、4-2と同様に「取引、委託、取次、清算取次」の記載に留めていただきたい。また、「価額」については、充用有価証券等である場合には「価額」の記載を除外していただきたい。

〔理由〕

委託者にとっては、JCCHに直接か差換えかにかかわらず、商品取引員を通じて差入れることには変わらないので、意味をなさない記載である。また充用有価証券の充用価格は、毎月変更されるものであるが、預り証に充用価額を記載した場合、委託者は常にその価額であるものと誤認してしまう危険がある。

【1項6号に関連した事項】

「当該取引証拠金等が充用有価証券等であるときは、その種類(有価証券にあっては銘柄)、数量及び充用価格」の内「充用価格」については削除いただきたい。

〔理由〕

充用有価証券の充用価格は、毎月変更されるものであるが、預り証に充用価格を記載した場合、委託者は常にその価格であるものと誤認してしまう危険がある。

7: 令第111条(商品取引責任準備金の積立て) 関連

【2項に関連した事項】

商品取引所法施行規則改正案第111条第2項中「事故率に十を乗じて得た率に相当する金額と十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」の規定は同条第1項の何処にも見当たりませんので、修正いただく必要があると考えます。

【全般に関連した事項】

商品取引責任準備金の積立、商品取引事故による損失に備えるため、商品市場における取引等の取引高に応じ商品取引員は積み立てなければならない。取崩は日商協にゆだねており、省令111条の第2号にそって年度単位で実施しております。年度終了後4月に計算、5月中旬に積立限度額を超過する金額は取崩が出来る。平成19年9月に省令の改正とともに取崩が月ごと出来るようお願い申し上げます。

〔理由〕

オンラインが日本の商品先物取引の30%強との状況の中、順調に業績を伸ばしてきましたが、オンラインブームと評されるほどの爆発的な伸びを期待したが、売上高は伸びていない現状、当社は、対面営業はまったくおこなっておりません。オンライン専門で委託者からの苦情、紛争は一切ございません。商品責任準備金の本来の目的は商品取引事故による損失に備えるためのもので、オンライン100%の当社は事故はまったくありません。日商協の責の担当者の話ですと、積立は商品取引員のことを思い、年単位だと大変なので月ごと積立している。取崩の方も月ごとできるようにお願い申し上げます。

8: その他

商品取引所法施行規則改正案別表第四備考1ホ及びト中「自己資本比率基準」とは何のことでしょうか。

商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン

1: A. 適合性の原則（法第 215 条）関連

【3. 適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘に関連した事項】

「受託契約を締結する目的」にも留意することが求められることとなることは、どのような意味なのか？具体的にどの様に留意・配慮すればよいのか明示して下さい。

常に、不適当と認められる勧誘として、「元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者に対する勧誘」が追加されていますが、元々勧誘の冒頭に元本を上回る損失が生じるおそれのある取引の勧誘である旨を告げ、顧客の勧誘を受ける意志の有無を確認した上で勧誘を始め、更に勧誘を受けることを希望しない意志表示をした顧客に対しての勧誘禁止が既に法律で定められていることを考えると、こと更設けなければならない条項なのか疑問を感じます。この条項が追加されることになった根拠を明示して下さい。

「元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者に対する勧誘」が適合性の原則に照らして常に不適当と認められる勧誘に当てはまる事となっていますが、説明義務の観点からも勧誘時に商品先物取引のリスク説明を十分に行い、元本の保証されたものでない事及び利益の保証された取引でない事等を顧客に十分な説明をし、理解されなければ顧客自身も取引口座の開設をされない（会社側も受託の承認を行わない）事から、敢えて不適当者として明記する必要はないのではと考えます。

〔理由〕

万一、取引結果で損失が発生又は元本を上回る損失が発生した場合、会社側がガイドラインに明記されている内容について違反していると判断され、顧客との事故に結びつきやすいのではと考えます。

2: C. 説明義務（法第 214 条、第 217 条および第 218 条）関連

【2. 契約締結に際しての説明に関連した事項】

レバレッジ性については、現状の表現で充分であり、取引の額（総取引金額）の取引証拠金等の額に対する比率云々という表記はかえってわかりづらくなり、投資家に不親切である。同様な広告表現を実施している金融業界の広告はわかりやすく、広告の本分であるわかりやすく伝えるという意義を逸脱していると思います。

【3. 断定的判断の提供に関連した事項】

「断定的判断の提供」の禁止について、商品先物取引につき専門的知識と豊富な経験を持つ委託者に対しては、商品取引員の言動が「確実であると誤認させるおそれのあることを告げる」に該当しないこともあるとの事ですが、例えば商品先物取引の経験が一年以上ある委託者などが該当する者であると判断してもよいのでしょうか。

「商品取引所法施行規則及び委託者保護ガイドラインに対する意見」

日本商品先物振興協会

I. 商品取引所法施行規則の改正案への意見

【広告等の規制（省令第100条の2から第100条の6）関連】

1. すでに取引を行っている委託者に対する情報提供は、法第213条の2に規定する規制の対象となる広告に該当しない旨を明確化していただきたい。

〔理由〕法第213条の2により広告において表示しなければならない事項は、①商号、②商品取引員である旨、③手数料等の額、④取引証拠金等の額、⑤レバレッジ性、⑥証拠金を上回る損失のおそれがあること、⑦自主規制機関に加入していない場合はその旨、であり、それらについて既に説明を受けて受託契約を締結した委託者を対象とした情報提供は、省令第100条の2に規定する広告類似行為に当たらないと考えられるため。

2. 法第213条の2第1項各号に掲げる事項の表示については、広告の目的、方法、媒体等を考慮した現実的な適用が行われるべきである。

〔理由〕商品の需給、為替動向、海外市況等の情報提供を目的とした顧客向けのレポート、社名広告（名刺広告）、セミナー告知広告においては、手数料や取引証拠金の額を表示する必要はないため。

また、15秒ないし30秒が一般的であるテレビ・ラジオCMにおいて、法令に規定された事項を表示することは現実的に困難であるため。

3. 受渡しの際、商品によっては必要となる保管料（倉庫料）、倉荷証券の名義書換料等の諸費用が、省令第100条の4に規定する「顧客が支払うべき対価」から除かれる「受渡しに係る価額」に含まれるか否かを明らかにしていただきたい。
4. 商品先物取引の手数料その他の顧客が支払うべき対価及び顧客が預託すべき取引証拠金の額は、例示的な額を表示する等の方法を認めるべきである。

〔理由〕委託手数料及び受渡手数料は、取引する商品の種類、取引数量等により金額が異なる場合があること、また、取引証拠金は、取引当初に預託する取引本証拠金のほか、取引定時増証拠金、取引臨時増証拠金、取引追証拠金があり、その額は取引する商品の種類によって異なっていることから、一の広告においてその全てを網羅的に表示することが困難な場合があるため。

5. 広告等の規制に係る運用については、取引ルールと受託業務の実情を知る自主規制機関の自主規制に委ねることが適当である。

〔理由〕「顧客の判断」とは、受託契約の締結に際してのものであることを明確にし、自主規制機関の自主規制において、例えば、「受託業務の内容に関する広告」と「商品先物取引に関する知識の提供を目的とする印刷物」との違いなど、手数料や取引証拠金を表示すべき広告と表示を要しないものとを区分してその適用を定めること、表示すべき文字等の大きさについても法の趣旨に則した表示事例を示すこと等によって、改正法の適切かつ円滑な運用が図られると考えられるため。

【損失補てん等の禁止（省令第103条の2から第103条の5）関連】

1. 回収可能性のない委託者未収金の放棄は損失補てんに当たらないことを明確化していただきたい。

【取引証拠金等の受領に係る書面の交付（省令第110条の2）関連】

1. 充用有価証券等により取引証拠金等を受領した場合には、取引証拠金等の価額（省令第110条の2第1項第5号）及び充用価格（同第6号）の記載を要しないことすべきである。

〔理由〕充用有価証券の充用価格は毎月変更されることから、充用有価証券で預託された取引証拠金の現在額は変動することとなる。取引証拠金預り証に受領時点の充用価格及びそれに基づく取引証拠金等の価額を記載することとした場合、それを現在額と誤って認識されてしまうおそれがあるため。

2. 証券保管振替機構に預託されている委託者の有価証券を取引員口座に振り替えて充用する場合は、省令第110条の2第1項の規定は適用しないこととしていただきたい。

〔理由〕委託者が証券保管振替機構に預託している有価証券を、日本商品清算機構の充用有価証券預託業務を扱う個別証券ビジネスに設定された取引員の顧客口座振替口座簿に振り替えることにより取引証拠金として充用する場合は、委託者からの差入依頼書の指示により振替処理が行われ、当該依頼書の控えが委託者に交付されることから、金融機関を介する場合と同様に取り扱うことが適当と考えられるため。

II. 「委託者の保護に関するガイドライン」の改正案への意見

1. 委託者保護ガイドラインで規制している勧誘の対象を明確化していただきたい。

〔理由〕同ガイドラインに示されている基準・目安等は主として自然人を想定したものとなっていることから、「個人（自然人）」を対象とした勧誘を規制したものと考えられるため。

なお、その際には、顧客の取引意思を尊重すると同時に、自己責任を求めうるものとしていただきたい。

2. 取引員が顧客の適合性に配慮した証拠金設定やロスカット制度を適用している場合には、委託者保護ガイドラインにおける取引未経験者に係る保護措置との選択的な適用としていただきたい。

〔理由〕顧客の取引経験や習熟度等を考慮した基準額以上の取引本証拠金額の適用はレバレッジ性を低減させること、また、ロスカット制度の提供は損失額を抑制させることから、それらの措置は取引限度額を投資可能資金額の3分の1としている委託者保護ガイドラインの保護措置に代わるものと考えられるため。

以 上

19 先物振興発第 82 号
平成 19 年 8 月 10 日

日本商品先物取引協会
会長 荒井史男 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一

商品取引責任準備金の取崩しに係る要望について

本年 9 月末に施行が予定される商品取引所法施行規則（省令）改正案において、専門知識及び経験を有する者からの受託取引並びに勧誘を伴わない電子取引による受託取引については、商品取引責任準備金の積立額並びに積立最高限度額が、各々、現行の取引金額の「10 万分の 3」相当額から「100 万分の 1」相当額に、取引金額の「10 万分の 6.25」相当額から「100 万分の 2」相当額にと、大きく引き下げられることとされております。

つきましては、委託者トラブルのない取引の普及に係る業界取組の支援・促進と商品取引員の経営効率化の観点から、改正省令の施行に合わせて、現行制度における積立限度額と改正案に基づく積立限度額との差額分について直ちに取崩し処理が可能となるよう、関連規則の改正と取崩し手続きに係る会員周知方をお願い申し上げます。

記

現行制度において、既に積み立てた責任準備金の額が積立最高限度額を超過した場合には、毎事業年度終了の日の翌々月 15 日までに取崩し申請書を提出し、貴協会の承認を得た上で、当該超過額の取崩しを行うことができることになっていますが、これを改正省令の施行と同時に取崩し手続きができるようにしていただきたいこと。

現在の貴協会の「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」及び同規則に関する細則では、毎事業年度終了の日において既積立額が積立最高限度額を超過した場合に限り、貴協会に申請した上で当該超過した額について取崩しが可能とされております。これを、本年 9 月末を基準日として、限度額を超過している場合にあっても、当該超過額を取り崩すことが可能となるよう上記規則の改正と施行日についてのご配

慮方をお願いするものです。

このことにより、専門知識等を有する者からの受託取引及び電子取引による受託取引に係る改正省令によるコスト軽減効果を早期にもたらし、所期の目的であるトラブルのない取引の普及促進策の実現と健全な市場振興策ともなりますので、特段のご高配をお願い申し上げます。

以上

平成 19 年 9 月 28 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

改正商品取引所法施行に伴う本会作成のポスター及び
パンフレットの継続使用について

当協会が作成しているポスター（「Rule」誠実かつ公正に）の会員各社の店頭での掲出及びパンフレット「はじめての商品先物取引」の会員から顧客への配付につきましては、9 月 30 日からの改正商品取引所法の施行以降は、同法、同施行令及び同施行規則、並びに日商協の「会員の広告等に関する規則」（以下、「日商協規則」という。）の規定により、それぞれ以下に掲げる事項を追加して表示することが必要となりますのでご留意下さい。

1. ポスター（「Rule」誠実かつ公正に）

次に掲げる事項を明瞭かつ正確に、また、⑥については、その他の表示事項の最も大きい文字・数字と比較して著しく異ならない大きさで別紙に記載して、ポスターと一緒に掲出して下さい。

- ① 商品取引員の商号（法第 213 条の 2 第 1 項第 1 号）
- ② 商品取引員である旨（同第 2 号）
- ③ 手数料等対価の額（施行規則第 100 条の 4）
- ④ 取引証拠金等の額又は計算方法（施行令第 10 条の 2 第 2 号）
- ⑤ 取引の額が取引証拠金等の額に比して著しく大きい旨及び取引の額の取引証拠金の額に対する比率（最低及び最高の倍率、又は最高の倍率）（同第 3 号）
- ⑥ 相場の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失の額が取引証拠金等の額を上回ることがあるおそれがあること及びその理由（「取引本証拠金の額に比べて数十倍もの金額の取引を行うため」等）（同第 4 号）
- ⑦ 日商協に加入している旨（施行規則第 100 条の 5）
- ⑧ 会員の相談窓口（日商協規則第 4 条）
- ⑨ 会員の企業情報は、会員の本支店及び日商協（本部・支部、ホームページ）で開示されている旨（同）

2. パンフレット「はじめての商品先物取引」

次に掲げる事項について別紙に記載し、パンフレットと一体で配付して下さい。

なお、法施行日から 3 ヶ月間は、施行規則附則第 3 条の経過措置により施行規則第 100 条

の 3 及び第 100 条の 5 は適用されないため、表示する文字の大きさは規制されません。また、日商協に加入している旨の表示義務もありません。

- ① 商品取引員の商号
- ② 商品取引員である旨
- ③ 手数料等対価の額
- ④ 取引証拠金等の額又は計算方法
- ⑤ 取引の額が取引証拠金等の額に比して著しく大きい旨及び取引の額の取引証拠金の額に対する比率（最低及び最高の倍率、又は最高の倍率）
- ⑥ 相場の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失の額が取引証拠金等の額を上回ることがあるおそれがあること及びその理由（「取引本証拠金の額に比べて数十倍もの金額の取引を行うため」等）
- ⑦ 会員各社の相談窓口

以 上

平成 19 年 10 月 1 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

改正商品取引所法施行に伴う本会作成のポスターの継続使用について (訂正)

当協会制作のポスター及びパンフレットの改正法施行日以降において継続使用する場合の留意点については、先般 9 月 28 日付でお知らせしたところですが、そのうち、ポスターの掲出については、パブリックコメントを踏まえて修正された同法施行規則により、以下の取り扱いとなりますので訂正いたします。

なお、パンフレットについては、訂正はありません。

1. ポスター (「Rule」 「誠実かつ公正に」)

施行規則の修正により、ポスターについては、次の (1) に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、(2) に掲げる事項について、著しく事実に相違するような表示や著しく人を誤認させるような表示をしていないものであれば、広告規制の対象となる「広告類似行為」から除外されることとなりました。(施行規則第 100 条の 2 第 4 号、第 100 条の 6)

つきましては、標記のポスターを継続して使用する場合は、次の (1) に掲げる事項を別紙に記載して、ポスターと一緒に掲出して下さい。

(1) 表示すべき事項 (施行規則第 100 条の 2 第 4 号)

- ① 商品取引員の商号
- ② 商品取引員である旨
- ③ 相場の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失の額が取引証拠金等の額を上回ることがあるおそれがあること (ポスター中のその他の文字・数字のうち最も大きなものと「著しく」異ならない大きさで表示する。)
- ④ 事前交付書面の内容を十分に読むべき旨

(2) 誇大広告をしてはならない事項 (第 100 条の 6)

- ① 商品先物取引による利益の見込み
- ② 受託契約の解除に関する事項
- ③ 損失補てん、利益保証に関する事項
- ④ 商品市場に関する事項
- ⑤ 商品取引員の資力・信用に関する事項
- ⑥ 商品取引員の受託業務の実績に関する事項
- ⑦ 手数料の額、計算方法、支払方法、支払時期及び支払先に関する事項

2. パンフレット「はじめての商品先物取引」

(9 月 28 日付通知と同じです。訂正はありません。)

次に掲げる事項について別紙に記載し、パンフレットと一体で配付して下さい。

なお、法施行日から 3 ヶ月間は、施行規則附則第 3 条の経過措置により施行規則第 100 条の 3 及び第 100 条の 5 は適用されないため、表示する文字の大きさは規制されません。また、日商協に加入している旨の表示義務もありません。

- ① 商品取引員の商号
- ② 商品取引員である旨
- ③ 手数料等対価の額
- ④ 取引証拠金等の額又は計算方法
- ⑤ 取引の額が取引証拠金等の額に比して著しく大きい旨及び取引の額が取引証拠金の額に対する比率 (最低及び最高の倍率、又は最高の倍率)
- ⑥ 相場の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失の額が取引証拠金等の額を上回ることがあるおそれがあること及びその理由 (「取引本証拠金の額に比べて数十倍も金額の取引を行うため」等)
- ⑦ 会員各社の相談窓口

以 上

平成19年4月23日

商品取引員 各位

日本商品先物振興協会

総合取引所構想等について（お知らせ）

内閣総理大臣の直轄の経済財政諮問会議において、「骨太方針2007」の策定に向けての議論が行われています。同会議に国際的な金融資本市場の強化・構築の提案取りまとめを行う「金融・資本市場ワーキンググループ」が設置され、4月20日（金）の同ワーキング第8回会議に、中間的な報告のとりまとめが第1次報告（案）として提出されました。

第1次報告（案）における、「1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする。（1）金などの現物及び商品先物の投資信託法上の特定資産化、（2）取引所間競争を促進するための金融商品取引法、商品取引所法等の改正」等の中で、「証券取引所に商品先物、商品先物オプションを上場できるようにするとともに、金融先物、商品先物等を含めた総合取引所の設立を可能とするよう制度整備を行う。」（3ページ）といった『総合取引所』への選択ができるようにとの提案がなされています。

今後、報告書として、経済財政諮問会議に提出され、金融資本市場の国際化に向け2008年度以降の国の事業、予算審議の骨格（「骨太方針2007」）の論議の対象とされる運びとなります。商品先物業界の将来展望に係る事項で、その議論の動向は、既存商品取引所の経営と関係会員取引員の経営に関することにもなりますので、ご注視いただきたく、お知らせする次第です。

第1次報告（案）は、内閣府・経済財政諮問会議のホーム・ページで公表されていますので、ご覧ください。

経済財政諮問会議のホーム・ページ <http://www.keizai-shimon.go.jp/> を開いていただき、金融資本市場ワーキンググループから検索できます。

以上

農林水産省総合食料局
商品取引監理官 石田 寿 様
経済産業省商務情報政策局
商務課長 小山 智 様
社団法人全国商品取引所連合会
理事長 渡辺 好明 様
日本商品先物取引協会
会長 荒井 史男 様
株式会社日本商品清算機構
社長 渡辺 好明 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

市場の流動性向上に係る要望について

わが国の商品先物市場は現在、危機的な状況に見舞われています。

国内商品取引所の合計出来高は平成 15 年の 1 億 5,400 万枚をピークに 3 年連続で減少し、ついに昨年は平成 15 年の 4 割減に相当する 9,300 万枚にまで落ち込んでしまいました。この減少傾向は今年に入っても歯止めがかからず、上半期(1~6 月)の累計出来高は 3,651 万枚と前年同期の 7 割にしか達していません。この間、全国の商品取引所は 7 所から 4 所に、流動性の担い手である商品取引員は 94 社から 74 社に減少し、同様に外務員数もピークの 1 万 6,076 人(平成 16 年 3 月末)から 8,780 人(同 19 年 6 月末)へとほぼ半減しております。

こうした状況では、公正な価格形成、リスク回避機会の提供、需給バランスの調整など、商品先物市場が本来有する産業インフラとしての機能が失われるばかりでなく、同じタイムゾーンにある近隣諸国で台頭する新興市場に対する競争力喪失も憂慮されます。

このため、当先物協会では市場の出来高回復が急務の課題と位置づけ、法改正を必要としない流動性向上策を優先して検討してまいりました。

つきましては、流動性回復のための喫緊の対応策として、別紙のとおりご提案いたしますので、早期の実現をぜひお願いしたく要望する次第です。

〔主務省あて〕

【別紙】市場の流動性向上に係る要望事項

1. 売買注文方法の多様化

委託者の利便性の観点から、以下の注文方法についても法令の禁止行為に抵触することなく受託できることが明らかになるよう、所要の整備を図っていただきたいこと。

① I F D (If Done) 注文

新規注文の成立を条件に仕切注文が有効となる注文方法。

② O C O (One Cancels the Other) 注文

指値・逆指値を同時に出し、一方が成立したときに他方が取り消される注文方法。

③ トレール注文

価格の上昇(買いポジションの場合。売りの場合は下落)に連動して自動的に逆指値が上値(売りの場合は下値)に修正される注文方法。

④ サヤ取注文

2 商品間又は 2 眼月間の価格差が一定の額に達したときに、双方についての注文が執行される注文方法。

2. 負債倍率の算出方法の見直し

清算機関における取引証拠金の分離保管制度が整備されたこと等に鑑み、省令に規定された負債倍率の算出方法について見直しを行っていただきたいこと。

〔提案〕

預り証拠金は全額が清算機関に預託されるため、当該資金を取引員が毀損して顧客への返還が困難となるおそれはないこと、預り証拠金の受入れは、単に負債(預り証拠金)の増加だけでなく資産(差入保証金等)も増加すること、通常の借入れ資金と異なり金利の支払を必要とせず財務の悪化を招来するおそれもないことから、負債倍率の計算においては、負債の合計額から預り証拠金の額を控除することとされたいこと。

3. 純資産額規制比率の改正

(1) 海外市場との裁定取引に係るリスクの相殺

海外市場との裁定取引の活発化を図るため、当該取引に係る自己玉リスクの市場間相殺を認めていただきたいこと。

〔提案〕

国内市場間と同様、価格変動の相関が高い海外市場との裁定取引について、自己玉リスクの相殺ができることとされたいこと。

(2) 取次者に係る委託玉リスクの軽減

〔全商連（取引所）あて〕

【別紙】市場の流動性向上に係る要望事項

I. 受託業務に係る流動性向上策

1. 証拠金制度の見直し —— 取引維持証拠金制度（仮称）の導入

現行の取引追証拠金について、委託者にとってわかりやすく、また取引員にとって説明しやすいものとするため、以下のように改めていただきたいこと。

- ① 値洗損が生じ、有効証拠金額（＝預り証拠金－一定時増・臨時増－値洗損益金通算額）が維持水準を下回ったときは、建玉を維持するためには追加の証拠金（「取引維持証拠金」と仮称する。）を預託するものとする。
- ② 「取引維持証拠金」の預託を必要とする水準（維持水準）は、取引本証拠金基準額の1/2以上、取引員が定める取引本証拠金額の範囲で取引員が設定する。
- ③ 「取引維持証拠金」の額は、有効証拠金額が維持水準に不足する額から取引本証拠金額に不足する額の範囲で商品取引員が定めるものとし、商品取引員はあらかじめ委託者に通知するものとする。
- ④ 「取引維持証拠金」が所定の時限までに預託されなかったときは、商品取引員が建玉を処分することができることとする。
- ⑤ 値洗損が改善して有効証拠金額が取引本証拠金を上回ったときは、当該超過額（値洗益に相当する額を控除する。）を「預り証拠金余剰額」とする。

2. ロスカット制度の導入

省令改正案においては、一定の値洗益が生じた場合に全建玉を決済する取引の受託と併せて、法第214条第3号に規定する一任売買の禁止の適用除外として規定された。（省令案第102条第1項第3号）

委託者の損失拡大防止及び取引員における委託者未収金の発生防止の観点から、以下のロスカット取引の受託が可能となるよう、所要の整備を図っていただきたいこと。

- ① 取引員と委託者との間で予め合意されたロスカット取引約款に基づき、全商品プール計算による一定の値洗損失が発生した場合に全建玉を決済するロスカット制度について、取引員が選択的に導入できること。
- ② 前記①のロスカット制度の適用を受けることを委託者が選択できること、又は委託者の選択の有無にかかわらず、取引員が当該ロスカット制度を適用できること。

なお、ロスカット取引の受託に際して、取引員は、ロスカット取引約款において以下の事項を定め、事前に委託者に説明を行うものとする。

- ・ロスカット取引に係る執行条件（ロスカット注文を執行する値洗損失の水準、値

取次者への転換が経営の選択肢となるよう、一定の要件を満たす取次業態において委託者リスクを軽減していただきたいこと。

〔提案〕

取次者を「委託の取次ぎ」の契約主体としつつ、取次委託者の預り証拠金は全額取次先取引員において取次委託者別に管理し、清算機関に預託することを要件として、取次者における委託者リスクを軽減することとされたいこと。

4. IB制度の創設

市場参加チャンネルの拡大のため、商品取引員資格を有しない市場仲介業者（IB＝イントロデュースング・ブローカー）制度を創設していただきたいこと。

このことにより、商品取引受託業者と市場仲介業者間において、コンプライアンス営業の徹底と財務重視、信用力やブランド力の尊重等により、健全な相互連携が期待される。証券業、保険業、税理士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等、専門性の高い者の仲介業への参入により、受託業者のビジネスモデルの転換を促進する。

〔参考〕日商協への要望事項：取引未経験者に係る保護措置の適用の明確化

取引員が、委託者の適合性に即して、レバレッジ低減を図るための取引本証拠金額を設定しやすくするため、「委託者保護ガイドライン」及び日商協の「受託業務管理規則の制定に係るガイドライン」における取引未経験者の取引限度額について、取引員が設定する取引本証拠金額のいかんにかかわらず、取引本証拠金基準額ベースで申告投資可能資金額の3分の1を目安とする旨を、同ガイドラインに係るQ&Aで明確化していただきたいこと。

以上

洗状況を判定する時間等)

- ・ロスカット注文を執行した結果、ロスカット水準に満たない損失、又はそれ以上の損失が生じることがあること。
- ・市場価格が制限値段に達している等市場の状況によってはロスカット注文が約定しない場合があること。
- ・委託者は、ロスカット水準に達したときは、ロスカット注文を取り消すことはできないこと。
- ・大引けまでにすべての建玉が決済されず、残った建玉の値洗損失が取引証拠金維持水準を下回ったときは、取引員が定める取引維持証拠金の預託が必要となること。

3. 預り証拠金への金利付与

金融商品としての魅力を高めるため、J C C Hに預託された取引証拠金について預託者（清算参加者）に利息が支払われることを前提として、委託者の預り証拠金余剰額に対して金利を付与できるよう、受託契約準則上で手当てしていただきたいこと。

4. 外国語版説明資料の整備

海外顧客の参入促進策として、公的機関（取引所及び日商協）において受託関係書類及び説明資料等の外国語版を整備していただきたいこと。

〔提案〕

- ① 受託契約準則、「委託のガイド」及び約諾書等の契約関係書類について、外国語版（英語版、中国語版等）を作成されたいこと。
- ② 値幅制限等日本市場に特有の制度及び商慣習について説明したパンフレットを作成されたいこと。

II. 市場制度に関する流動性向上策

1. 値幅制限の拡大

海外市場・現物市場との価格の連動性を確保し、また、制限値段の頻出による取引決済機会の制約を緩和するため、値幅制限を拡大していただきたいこと。

〔提案〕

- ① 過去の価格変動率を勘案して、カバーしうる幅を現在よりも拡大した制限値段幅とされたいこと。
- ② サーキットブレーカー制度の導入についても検討されたいこと。
- ③ 取引本証拠金基準額については、値幅制限の拡大に伴って増額となることのないよう値幅制限との連動をなくし、別の基準により設定されたいこと。

2. 建玉制限の緩和

当業者及びファンドや機関投資家の市場利用ニーズに応え、十分な量の取引ができるよう建玉制限を緩和していただきたいこと。

〔提案〕

- ① 市場管理上の観点から踏まえた上で、建玉数量制限をできる限り緩和されたいこと。
- ② 現物の市場規模を勘案しつつ、特に期近限月の建玉可能枚数を拡大するとともに、ヘッジ玉全量の受渡しを可能とされたいこと。
- ③ 現物の受渡しを目的としない建玉の納会月からの早期離脱を促進するため、通知受渡制度を導入されたいこと。

3. 受渡しに係る利便性の向上

海外業者等の商業的市場利用を促進するため、受渡条件、受渡場所等について、流通実態を踏まえ利便性のあるものとしていただきたいこと。

〔提案〕

- ① 海外業者間ですでに受渡条件が合意された事項についての事後的な書類の作成・届出を簡素化されたいこと。
- ② 受渡場所については、市場利用者にとって利便性の高い地域が選択できるようにされたいこと。

4. 市場情報開示ルールの見直し

取引の匿名性、情報アクセスの公平性を確保する観点から、市場情報の開示について、見直し又は非開示としていただきたいこと。

〔提案〕

- ① 残玉（取組高）情報については、会員において市場参加者の属性別に集計・報告することとしたうえで、当該属性別の情報を一定期間経過後に開示することとされたいこと（個々の市場参加者に係る情報は非開示とする。）。
- ② 大口注文情報については、市場内部要因に依存した取引を助長し公正な価格形成を歪めることから、非開示とされたいこと。
- ③ 立会中の売買情報（板画面）については、すべての市場参加者に均一のアクセス環境とされたいこと。

5. ギブアップ制度の簡便化

ファンド等大口の資金運用者が注文の分散と清算の集約を行うため、ギブアップ制度を利用しやすいものとしていただきたいこと。

〔提案〕

付替元との受託契約、付替先との受託契約、三者間でのギブアップ契約を一体化した契約書のひな形を作成されたいこと。

6. 取引監視体制の充実

流動性向上策の推進にとっては、市場取引の公正を確保し、市場参加者の信頼を得ることが不可欠であることから、取引監視体制の更なる充実を図っていただきたいこと。

〔提案〕

市場参加者においても、東工取のスマーツシステムを直接利用し、又は同システムによる情報の提供を取引所から受けることによって、取引所による監視と併せて自社内で不正取引の監視を行うことができるようにされたいこと。

7. 立会外クロス取引制度の導入

価格に影響を与えることなく大口取引を約定させたいとのニーズに応えるため、立会外でのクロス取引制度を導入していただきたいこと。

8. 取引時間の拡充

海外市場との裁定取引の機会提供、海外玉の参入促進を図るため、取引時間を拡充していただきたいこと。

〔提案〕

- ① 現行の取引システム及び清算スキームで対応可能である夕刻の取引時間を延長されたいこと。
- ② 夜間取引、24 時間取引への拡充については、対応可能な取引システム及び取引員のシステムへの投資と清算スキームの構築、事業採算性、社員の労働条件、電子取引環境の整備状況、注文（受注）方法の多様化等を総合的に勘案したうえで、その導入について検討されたいこと。

Ⅲ. その他

・ 定率会費の賦課方法の多様化

市場参加者の取引コストを軽減するとともに、新たな市場参加を誘引するため、取引所の定率会費について、商品ごとの単価設定、上限額の設定（ボリュームディスカウント）等賦課方法について多様化をしていただきたいこと。

以 上

〔日商協あて〕

【別紙】市場の流動性向上に係る要望事項

1. 取引未経験者に係る保護措置の適用の明確化

取引員が、委託者の適合性に即して、レバレッジ低減を目的とした基準額以上の取引本証拠金額を設定しやすくするため、「委託者保護ガイドライン」及び日商協の「受託業務管理規則の制定に係るガイドライン」における取引未経験者の取引限度額について、取引員が設定する取引本証拠金額のいかんにかかわらず、取引本証拠金基準額ベースで申告投資可能資金額の3分の1を目安とする旨を、同ガイドラインに係るQ&Aで明確化していただきたいこと。

2. 外国語版説明資料の整備

海外顧客の参入促進策として、公的機関（取引所及び日商協）において受託関係書類及び説明資料等の外国語版を整備していただきたいこと。

〔提案〕

- ① 受託契約準則、「委託のガイド」及び約諾書等の契約関係書類について、外国語版（英語版、中国語版等）を作成されたいこと。
- ② 値幅制限等日本市場に特有の制度及び商慣習について説明したパンフレットを作成されたいこと。

3. 外務員照会制度の構築

日商協において、登録外務員の照会制度を構築して、登録情報等の確認ができる環境を整備していただきたいこと。

4. 定率会費の賦課方法の多様化

市場参加者の取引コストを軽減するとともに、新たな市場参加を誘引するため、団体の定率会費について、それぞれの政策目的の観点から、商品ごとの単価設定、上限額の設定（ボリュームディスカウント）等賦課方法について多様化をしていただきたいこと。

以 上

【別紙】市場の流動性向上に係る要望事項

1. 米国財務省証券の取引証拠金への充用

米国財務省証券の取引証拠金への充用は海外からの取引参加者による利用が見込まれるため、その受入れ及び振替決済の方法等について調査いただきたいこと。

2. 金融機関L Gによる取引員への証拠金差入れ

金融機関との間で証拠金に係るL G契約を締結できるような大口機関投資家の参入促進を図るため、取引員がJ C C Hに差替預託することを前提に、取引員において、委託者から証拠金に代えて金融機関L Gの差入れを受けることができるよう調査いただきたいこと。

3. 預り証拠金への金利付与

金融商品としての魅力を高めるため、委託者の預り証拠金余剰額に対して金利を付与できるよう、清算手数料のあり方を見直し、J C C Hに預託された取引証拠金の金利を預託者（清算参加者）に返戻することについて検討いただきたいこと。

4. 清算専業参加者資格の創設

清算資格を持たない商品取引員への転換が資本効率の向上に有効な経営の選択肢となりうるよう、その清算を引き受ける清算専業参加者資格を創設し、金融機関等高度な当事者能力を有する清算参加者の参加を促進していただきたいこと。

以 上

19 先物振興発第 115 号
平成 19 年 11 月 26 日

会員代表者 各位
市場振興戦略実施委員会 委員 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

証拠金制度の見直しに係る今後の対応について

証拠金制度（特に、取引追証拠金制度）の見直しにつきましては、本年 7 月 31 日付け文書により(株)全国商品取引所連合会あて要望いたしました。その後、具体的な変更案について会員の意見も含めて検討した結果、下記の事情を踏まえると、現時点で現行制度の考え方を残した部分的な追証拠金の変更を行うことは時宜を得たものではないと判断するに至りました。

今後は中期的な取組課題として将来的にも対応しうる抜本的な見直しに取り組むことといたしましたので、別添の資料を添えてご報告申し上げます。

記

1. 有効証拠金額の算出方法がシンプルなものとならず、変更した制度の定着には混乱が予想されること。
2. 取引所の取引システムの変更への対応が優先される状況にあること。
3. 今後の取引制度の変更に適応できる証拠金制度の構築が必要であること。

追証拠金制度の見直しに係る検討経過及び今後の対応について

1. 検討経過

当先物協会は、追証拠金制度をわかりやすく説明しやすいものとするため、市場振興戦略実施委員会及び制度政策委員会での検討を経て、以下の方向での見直しを取引所に要望した。(7月末)

〔見直しの方向〕

値洗損が生じ、「有効証拠金額」(預り証拠金から値洗損を控除した額)が維持水準を下回ったときに追証拠金が必要となることに改める。

その後、上記の方向に沿って、取引所の協力を得て事務局で具体的な変更案を整理し、追証拠金に係る取引事例を作成して、取引員の管理部会を通じて、管理面、営業面及びシステム対応等の観点から意見を求めた。

2. 変更案のメリットとデメリット

(1) メリットとなる点

・「値洗損がいくらになったら追証拠金が必要となるか」が一定になること。

現行制度では、一度追証拠金が発生した場合、その後は最も改善した値洗損からさらに本証拠金基準額の 2 分の 1 を超える値洗損が生じたときに次の追証拠金が必要となる。このため、値洗損の改善の状況によって次の追証拠金発生時点(値洗損がいくらになったら次の追証拠金が必要になるか)が変動する。

これに対し、変更案では、常に証拠金の有効残高(有効証拠金)が維持水準を下回ったときに追証拠金が必要となるとしているため、2 回目以降の追証拠金発生時点は変動せず、値洗損がいくらになれば次の追証拠金が必要となるかが予測できることとなる。

(2) デメリットとなる点

① 余剰預託分を除外して有効証拠金を算出する必要があるため、複雑になること。

変更案は当初、有効証拠金額の算出を「預り証拠金の総額－値洗損」として検討したが、この場合、証拠金が余剰預託されていると、どれだけ値洗損が出てても有効証拠金が維持水準を下回るまでは追証拠金が発生しないため、現行制度の「預り証拠金余剰額(返還可能額)」の考え方(預り証拠金－証拠金預託必要額)をそのまま踏襲してしまうと、余剰預託分で担保されている値洗損があるにもかかわらず、一方で余剰証拠金が返還可能額となってしまうこととなる。

この点を改善するため、有効証拠金の算出を「預り証拠金の総額」からではなく、余剰預託を除外した「本証拠金ベース」に変え、維持水準を超える値洗損を必要証拠金(追証拠金)として返還可能額から差し引く方法を検討したが、有効証拠

金額の計算に様々な条件設定が必要となり、かえって有効証拠金額の算出方法が複雑になった。

② 必要証拠金となっていない値洗損は返還可能額から控除できないこと。

有効証拠金額の算出方法を複雑にしないため「預り証拠金ベース」としたまま、単純に「値洗損」を「預り証拠金余剰額（返還可能額）」から控除する考え方もあるが、必要証拠金（追証拠金）となっていない値洗損を返還可能額から差し引くことについて委託者に理解を求めることは困難である。

3. 追証拠金制度の変更に伴う問題点（取引員からの意見等）

(1) 現行追証拠金制度の更なる変更は、再び混乱を招きかねないこと。

平成 16 年改正商品取引所法に合わせて変更された現行の追証拠金制度が定着しつつある中で、さらに追証拠金制度を変更することは、営業及び管理社員の教育・理解徹底を必要とし、そのうえで委託者に説明して理解を求めなければならず、再び定着までの時間を要し、混乱を招く懸念が大きい。

(2) 取引システム変更への対応が優先される今、システム対応の余裕がないこと。

現在、取引員は、東穀取のザラバ取引、東工取のロスカット制度、取引時間の延長、さらには新システム導入等に伴う自社システムの対応が優先課題となっている。そうした状況の中で、追証拠金制度のシステム変更に対応するための時間的余裕は持たない社が相当数存在すると考えられる。

(3) 値幅制限等取引制度の変更に耐えうる追証拠金制度とする必要があること。

東工取では、すでに値幅制限の緩和（拡充）に着手し、将来的には値幅制限の廃止まで視野に入れている。また、取引時間も深夜まで拡充することがスケジュール化されている中で、こうした市場の制度変更が行われた後でも十分に対応できる証拠金制度の設計が求められる。

4. 今後の対応について

前記 2. のデメリットを解消するには、取引本証拠金の 2 分の 1 を維持額とする現在の追証拠金の考え方から、株式先物取引のように、当初の証拠金額を維持水準とし、値洗損をそのまま証拠金不足額として追加預託させる等、抜本的に改めることが必要である。

また、市場制度の変更が行われれば、値幅制限を前提とした現在の証拠金制度全体の考え方も新制度に適用しうるものに改めることが不可避であり、現時点で現行制度の考え方を残した追証拠金制度の「部分的な変更」を行っても、数年後には更なる見直しを余儀なくされることとなってしまう。

これらを勘案し、証拠金制度の見直しについては中期的課題とし、将来的にも十分に対応できる証拠金制度のあり方について、現時点から検討に着手することとする。

以 上

19 先物振興発第 120 号
平成 19 年 12 月 10 日

東京穀物商品取引所
理事長 渡辺好明様
東京工業品取引所
理事長 南學政明様
中部大阪商品取引所
理事長 木村文彦様
関西商品取引所
理事長 岩村信様
株式会社日本商品清算機構
取締役社長 渡辺好明様
全国商品取引所連合会
会長 渡辺好明様

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一

トランスファー制度の充実に係る要望について

昨今、政府内の様々な部門で我が国の金融・資本市場が国際競争力を強化するための施策について議論が展開されており、商品市場に関しても、産業構造審議会商品取引所分科会等において、いわゆる「プロ」市場化、商品と金融の融合、商品を対象とした ETF の推進、委託者保護等多岐にわたる検討が進められているところです。

本会としても市場流動性向上策の検討のために市場振興戦略会議（平成 17・18 年度）及び市場振興戦略実施委員会（平成 19 年度）を創設し、法改正を伴わず速効性のある流動性向上策を検討してまいりました。

その一環として、第 64・65 回制度政策委員会（それぞれ平成 19 年 10 月 18 日及び同年 11 月 8 日開催）においてトランスファー制度の充実策について検討した結果、市場利用者の保護及び顧客利便性の向上の観点から、同制度の改正に関して、別紙の通り要望いたしますので、是非早期の実現を賜りますようお願い申し上げます。

以上

トランスファー制度の充実にかかる要望事項

1. 建玉の移管を可能とする要件の拡充

受託会員が違約や支払不能等による取引停止となった場合以外でも、委託者が希望したときに建玉の移管ができることとしていただきたいこと。

このことにより、受託会員が支払不能以外の事由による受託業務停止処分を受けたときでも建玉の移管が可能となり、取次者や商品ファンド等の機関投資家の取引の自由が確保されることとなります。

2. 委託者の希望により建玉を移管するときの手続き

建玉の移管に係る以下の手続きについて、所要の規定を整備していただきたいこと。

(1) 委託者と受託会員との間の手続き（受託契約準則に規定）

① 委託者は、建玉の移管を希望するときは、移管元受託会員及び移管先受託会員がそれぞれ指定する日時までにその旨を申し込み、承諾を受けなければならないこと。

② 移管元受託会員及び移管先受託会員は、委託者からの建玉の移管の申込みを承諾したときは、速やかに委託者、移管元受託会員及び移管先受託会員（以下、「当該受託会員」という。）との間で建玉の移管を行う旨の契約を締結すること。

(2) 受託会員及び取引所の手続き

① 当該受託会員は、建玉の移管を行う旨の契約を締結したときは、当該契約について取引所に届け出て、建玉の移管に係る申請を行うこと。

② 取引所は、当該受託会員から①の申請を受けたときは、その内容を確認し、当該受託会員に速やかに通知するとともに、移管玉の内容及び当該受託会員名を清算機構に通知すること。

③ ②において移管元受託会員又は移管先受託会員が非清算参加者であるときは、当該移管元受託会員又は移管先受託会員はそれぞれの指定清算参加者に対し、その旨を通知すること。

3. 移管玉に係る取引証拠金の取扱い

移管元受託会員は、建玉の移管を希望した委託者から委託証拠金の預託を受け、清算機構に差換預託により取引証拠金を預託している場合において、取引所が建玉の移管を確認したときは、直接預託により取引証拠金を預託しなければならないこととしていただきたいこと。

4. その他

(1) 移管先受託会員における口座の開設

委託者が建玉の移管の申込みを行うときは、移管先受託会員において取引口座を開設していることを条件としていただきたいこと。(受託会員間で建玉の移管に係る契約をあらかじめ締結し、委託者がこれに同意している場合を除く。)

(2) 当該受託会員による清算機構への手続き

- ① 当該受託会員は、取引所により建玉の移管について確認を受けたときは、清算機構に対し、建玉の移管を行う旨の契約の写しを提出するほか速やかに、所要の手続きを行うこととすること。
- ② 移管先受託会員は、建玉の移管が行われたときは、移管玉に係る取引証拠金の額について清算機関に申告を行うこと。

(3) 取引停止等における建玉の移管に係る手続き等

受託会員が取引所から取引停止処分を受けた場合等における建玉の移管に係る手続き及び取引証拠金の取扱いは現行どおりとすること。

以 上

20 先物振興発第 5 号
平成 20 年 1 月 25 日

関係団体（3 団体：日商協、委託者保護基金、清算機構）の代表者あて
商品取引所（4 所：東穀取、東工取、関西商取、中部大阪商取）の理事長あて
その他の関係団体（2 団体：東振協、東京穀物市況調査会）の代表者あて

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

会費の考え方及び業界諸機関の機能強化に係る提案について

当先物協会が昨年 4 月に実施した会員アンケート調査では、急激な市場の流動性低下に伴う取引員経営の厳しい状況を反映して、業界としての短期的取組の最上位に「業界団体コストの削減」が挙げられました。このことを受けて、本会では、定率会費等検討小委員会及び制度政策委員会において、定率会費及び定額会費の考え方及び業界諸機関の機能強化・効率化に向けた方策について検討を行ってまいりました。

その結果を踏まえ、会費の考え方及び業界諸機関の機能強化・効率化について別紙のとおりご提案申し上げますので、貴所（貴協会、貴基金、貴社、貴会）におかれましては、今後の事業計画、収支予算の策定においてご勘案・ご検討賜りますようお願い申し上げます。

ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

20 先物振興発第 6 号
平成 20 年 1 月 25 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

会費の考え方及び業界諸機関の機能強化に係る提案について

当先物協会が昨年 4 月に実施した会員アンケート調査では、急激な市場の流動性低下に伴う取引員経営の厳しい状況を反映して、業界としての短期的取組の最上位に「業界団体コストの削減」が挙げられました。このことを受けて、本会では、昨年 12 月に開催した会員代表者懇談会でご報告申し上げたとおり、定率会費等検討小委員会及び制度政策委員会において、定率会費及び定額会費の考え方及び業界諸機関の機能強化・効率化に向けた方策について検討を行ってまいりました。

その結果を踏まえ、本日、会費の考え方及び業界諸機関の機能強化・効率化について、別紙により取引所及び関係団体に提案をいたしましたのでご報告申し上げます。

会員各位におかれましては、加入する取引所、関係団体における今後の事業計画、収支予算の策定において本提案が反映されるよう、その推進につきましてご協力賜りますようお願い申し上げます。

会費の考え方及び業界諸機関の機能強化に係る提案

日本商品先物振興協会

I. 取引所・業界団体の会費の考え方について

1. 取引所における定率会費の考え方

(1) 定率会費のボリューム・ディスカウントについて

① 「予納額納付・余剰額返戻方式」におけるボリューム・ディスカウントのあり方
年間の定率会費収入額が予算額を超過したことにより予納会費を返戻する場合には、会員ごとに、売買高にスライドして段階的（2～3段階程度）に確定単価を遡減する（＝返戻額単価を高くする）ことを提案する。結果として、売買高の多い会員ほど定率会費の単価平均が安くなる。

② 「確定額納付方式」におけるボリューム・ディスカウントのあり方
確定額納付方式の定率会費について、期中における会費の徴収停止又は減額の前後での負担の差を解消するため、日次ベース又は月次ベースでのボリューム・ディスカウント制とすることを提案する。一定売買枚数までは、全会員共通の会費の額とし、一定枚数を超過する部分について割引会費を納付する方式である。
算出方法としては、例えば、予算策定時の「年間推定売買枚数」から「日次平均売買枚数」を算出し、日次平均売買枚数又はその一定比率を超える枚数部分について会費を軽減する等の方法が考えられる。

○ 日次ベースのボリューム・ディスカウントとした場合には、日々の納付により会費が確定する。
また月次ベースとした場合には、日々の納付は仮払いとなり、月末に納付すべき会費が確定することとなる。

(2) 株式会社取引所における会費のあり方

株式会社取引所は、いかにして自社市場の取引を増大させ収益を上げるかを追及する経営姿勢が求められるため、取引コストとなる会費は競争力のある低廉なものとする必要があるのではないか。また、利益が出た場合でも会費を返戻することにはならないため、経営の透明性を高め、市場参加者の納得の得られる会費の賦課方法とすることが必要となるのではないか。

(3) 定率会費の賦課方法について

上場商品の取引単位の変更や新規上場に際しては、事実上の会費の増額や取引普及上の障害となることのないよう配慮される必要がある。

また、J C C Hの清算手数料については全上場商品一律となっているが、積算根拠を明らかにして、取次業、受託会員、清算参加者専業等業態の多様化の方向を踏まえ、市場参加者の納得の得られるものとしておく必要がある。

(参考) 予算達成度と事業遂行の関係

定率会費は、取引所、業界団体が採用している会費賦課方法の一つである。納付の方式としては「確定額納付方式」と「予納方式」の2種類がある。

取引所における場合は、確定額納付方式であれ予納方式であれ、1枚当たりの単価に日々の売買高を乗じて、取引日の翌日正午までに納付する。日々の取引証拠金や値洗い損益金等の場勘定とともに毎営業日、「T+1」で納付することとなっている。

確定額納付方式

事業計画に沿って日々の事業は遂行され、会費収入が予算達成の見通しが立った時点で、定率会費の徴収停止又は減額を決定する。収支差額は、法人収益金として課税される。過大な剰余金が発生しないように、会費単価の徴収停止・減額の決定時期についての配慮が可能である。

会費収入の状況により予算が達成されないと見込まれた場合には、運営準備金（過去の剰余金等）からの取崩し等が決定される。ケースによっては、市場振興策を商品取引員協会に協力要請し、受託会員は予算達成に向けた協力をすることになる。

予納方式

事後計画に沿って日々の事業は遂行される。会費は予納単価で年度末まで仮納付され、年間の収入状況を勘案して確定単価が決定され、超過した会費は返戻される。収支差額は、法人収益金として課税される。確定単価の決定に際しては、過大な剰余金が発生しないよう配慮が可能である。

会費収入の状況により予算が達成されないと見込まれた場合には、運営準備金（過去の剰余金等）からの取崩し等が決定される。期中に予定されている事業実施の規模縮小や見送りを求められるケースもありうる。また、市場振興策を商品取引員協会に協力要請し、受託会員は予算達成に向けた協力をすることもある。

2. 自主規制機関における会費の考え方

(1) 定率会費における自己・委託区分について

- ① 委託者保護の観点から設立されている自主規制機関の定率会費については、取引の自己・委託を区分した設定があってもよいのではないかと考えられる。自主規制事業に要する費用、委託者トラブル・紛争解決に要する費用、外務員教育研修費用及び委託者資産の保全業務に係る費用等は主として委託者保護に要する費用として位置付けられると考えれば、自己取引については、委託取引に係る定率会費よりも低額に設定することが検討されてもよいのではないかと考えられる。
- ② 委託取引によってもたらされる市場流動性を自己取引も享受していると考えれば、日本商品先物取引協会については、現在は商品取引所法で会員資格が「商品取引員」に限定されているが、将来的には、取引所の一般会員（市場会員）の会員又は賛助会員等による協会加入も視野に入れることを考えてよいのではないかと考えられる。

(2) 取引員の規模別による定額会費の設定について

外務員研修・登録業務、苦情相談・あっせん調停業務、委託者財産の保全等の委託者保護に係る自主規制機関の目的から、定額会費の一律負担の現行制度を見直し、外務員数や従たる営業所数等の商品取引員の規模別による定額会費の設定の導入が検討されてもよいのではないかと考えられる。

(3) 利用者負担・当事者負担について

日本商品先物取引協会における苦情相談・あっせん調停制度や外務員研修・試験制度の利用において、商品取引員や委託者による制度利用に対して受益者負担の考え方を採用することについて検討してはどうか。（定額会費の規模別設定との並行的採用）

3. 先物振興協会の会費納付の考え方

(1) 定率会費の考え方

- ① 予算策定時における年間売買高見込みの算定は、自主規制団体等関係機関と共通理解の下に行うべきである。
- ② 市場振興の観点から、取引所に先立ってボリューム・ディスカウント制の導入を図るべきではないかと考えられる。予納制を採用しているため、返戻において売買高にスライドして返戻額単価を増加させる方式としてはどうか。（確定単価における売買高による逡増逡減方式の採用）

(2) 定額会費の考え方

協会運営の観点からは、協会事業費や事業運営費の一定部分を定額会費で支弁することが安定性に貢献することは否定できない。新たな定額会費の算定に当たっては、まず、現行の全会員一律負担方式を見直し、会員の事業規模に見合う設定方式として、会員の納得の得られる方式とすることが必要である。

例えば、協会事業と会員事業規模等との間の相関関係を踏まえた、規模別等の定額会費の設定等が考えられる。

定額会費については、協会設立当初から、月次の通信連絡費用、総会費用等の事務費を根拠として、会員の規模の大小に関係なく月額1万円として設定しており、会員売買高に対応する定率会費を中心とした会費設定の考え方が会員の事業規模に対応した負担のあり方を反映していると考えられている。

II. 業界諸機関の機能強化・効率化に向けた連携・整理・統合等について

1. 監査機能の強化に向けた取組

IT化の進展を背景に、オンラインによる情報共有が可能となったことを踏まえて、日常的に連携して、取引員経営の健全性の状況を把握できる体制とすることが必要ではないか。

(1) 監査諸機関のさらなる連携強化

法令順守状況の監視・監督をより効果的なものとするためには、業務監査・財務監査等をそれぞれ分担する各自主規制機関が「定期的に」会合の場をもち、意見交換、情報交換をより密に行うことが必要ではないか。

早期是正措置の発動の必要性等についての自主規制機関相互間における共通認識が、商品取引員の法令順守に係るガバナンス状況の監視・監督をより効果的・確実なものにすると考えられる。

自主規制機関の監査機能の連携を強化し、個別指導・勧告をより機動的に実施することで、一律規制が導入されることのないよう取り組むことが必要ではないか。

商品取引員に対する監査は、関係取引所、委託者保護基金、日商協及び清算機構が適宜連携して行われているが、この連携をさらに強めることにより監査機能の強化が期待できる。

米国先物市場では、CFTCとNFAや取引所といった指定自主規制機関（DSRO）が毎月等定期的な会合を開催し、商品取引員等の法令順守状況の監視等に活かしている事例がある。

(2) 売買取引等の健全性に係る監視体制

清算業務を行う日本商品清算機構（J C C H）については、清算参加者の取引所における売買状況のリアルタイム把握と清算参加者の財務状況の日次的把握とを可能にすることが必要ではないか。そのことにより、清算参加者に係る売買取引状況が財務の健全性の許容範囲内にあるかどうかの監視が可能となり、違約発生防止と早期是正措置が発動できる体制とすることができる。結果として、委託者保護基金における委託者弁済事案の発生の未然防止につながるということではないか。

（具体的提案）

- 取引所の売買状況に係る報告システムと会員財務状況の日次的把握システムの構築（取引所の取引システムとJ C C Hのクリアリングシステムとの連結等）
- 取引所や自主規制機関と清算機構との間の会員情報報告システムの構築（監査部門の統合か会員情報報告システムの共有化等）。

J C C Hは、清算参加者の売買取引について、1日1回、取引所及び清算参加者から報告を受け、それを照合した結果に基づきクリアリングを行う体制になっており、日次ベースの把握とな

っている。取引の24時間化の前提として、リアルタイム把握により早期の是正措置等を発動できる体制としておくことがクリアリングシステムの信頼性を高めることになる。

2. 専門性向上に向けた教育・研修機能の充実

- ① 受託会員等の役職員対象の教育・研修機会の提供にとどまらず、一般社会人、企業の会計・財務担当者等にも教育・研修を受ける機会を設定する等、幅広く商品先物取引に係る知識普及に資する体制を整備する必要があるのではないか。
- ② 外務員の専門性の向上のための研修・セミナーについては、株式会社取引所において、自らの取引参加者の専門性向上への取組の一環として事業の柱となると見込まれる。業界統一の研修機関を設置し、取引参加者の役職員の専門性の向上や一般の市場取引参加者への知識普及等に取り組むことも選択肢となるのではないか。
また、投資判断の一任を受けることが認められるレベルの専門性を修得できる研修制度も検討すべきではないか。
- ③ 受託会員や業界関係団体のOB等の講師活用による高等学校や大学等への講師派遣制度の創設・充実に取り組むべきではないか。
- ④ 業界における調査・研究事業に係る団体間の連携・統合等によるシンクタンク化により、教育研修の裏づけとなる理論化も行う機関としてはどうか。

（専門性向上が求められる事項）

- ・上場商品に係る専門性（初級、中級、上級等）
- ・受託等業務に係る専門性
- ・先物取引・オプション取引等トレードに係る専門性
- ・営業管理職に係る専門性
- ・ヘッジ取引普及員の養成（ヘッジと無担保融資、市場リスクの管理等の実務）
- ・教育・研修講師の専門性

3. 日本商品先物振興協会の機能充実

(1) 会員加入の促進

任意加入制組織となっているが、会員への情報提供や制度改善への取組等への理解と会員加入のメリットを高めることにより、新規許可の取引員について、全社加入に向けて取り組む必要があるのではないか。

(2) 準会員制度の充実

商品取引所、公認会計士や弁護士、金融機関、商品投資販売業協会等他の先物市場関係機関に対し準会員加入を積極的に働きかけ、幅広く商品先物市場に係るシンパとしていくことにより、商品先物取引業界の社会的認知を向上させていくことに取り組むこととしてはどうか。

ヘッジ取引を行うための企業における基本知識として、ヘッジ会計の必要性、ヘッジ取引とみなされるための要件（社内ガバナンス等）、ヘッジにおける税制上の特典、ヘッジを前提とした無担保融資、投資顧問の活用、市場リスク管理における取締役責任等、ヘッジとしての活用に係る幅広い知識の普及には、会計士、弁護士等専門家の理解・協力が不可欠である。

（3）業態別会員懇談会の実施

会員の関心事項が業態別に変化、分化する方向にあることを踏まえ、業態別の会員意見交換の場を設置して、企画に反映していく体制を整備することにより、幅広く会員加入につなげていくことができるのではないかと。

4. 調査研究事業の効率的推進への取組

商品取引所やその連合体（全国商品取引所連合会）、日本商品先物振興協会等が個別に実施してきた商品先物取引に係る調査研究事業を一本化し、業界のシンクタンクとして統合することにより、対外的に調査研究窓口が明らかとなり、学者・研究者がアプローチしやすい機関となるのではないかと。

統一化した機関に、各取引所、団体から調査・研究に係る頭脳等を集約し、調査研究費を拠出して、商品先物取引に係る調査・研究を促進する機関としてはどうか。

既存の調査研究等の機関としては、東京穀物市況調査会（東京穀物商品取引所関係法人）、市場構造研究所（東京工業品取引所内研究機関）等がある。

5. 取引知識の普及活動の強化

商品取引所や付属協会（振興団体）、先物協会が個別に取り組んできた啓蒙普及事業について、共通部分は、各機関の広報・普及啓蒙事業の有機的連携を図り、効率的・効果的なものとしていく。業界全体としての対外的な知識普及に係るあり方を検討する場を設置し、関係機関共通の業界としてのコンセプトに基づいて取り組む。そのため、現在ある広報連絡協議会を活用する。

商品先物取引の利用等に係る知識の普及は、商品取引所を中心に行うことが社会的信頼を得るので、取引所、先物協会等の振興団体、受託会員等が連携・合同で普及活動に取り組んでいくことが必要である。

- 取引所ごとに存在する取引員協会については、取引所の市場振興策に協力する存在として位置づけられてきたが、今後、取引所の株式会社化においては、取引所自らが経営の問題として市場流動性（厚み）の確保・増大策を考えることになるため、取引員協会の存在意義の大きな部分が消失すると考えられる。

6. 団体機能の効率化（人的資源の集約）

商品取引員における業態転換や廃業等の進展状況によっては、自主規制機関、取引所、振興団体の維持は、今後一層、商品取引員の重い負担となる。自主規制に係る諸機関における監査部門の統合や人的資源の共通化・集約化は不可避の検討事項となる。振興団体においても、今後、取引所が株式会社化を目指す中で、事業目的である市場の健全な発展について取引所が主導的な役割を果たすことになるとの観測もあり、振興団体としての事業の見直しを迫られることになる。

事業の見直しの中で、先物協会が各団体・機関とのネットワークの構築上の核となる等、協会事務局の運営体制についての見直しが必要となるのではないかと。

以上

事務処理の合理化に関する提案

1. 届出・報告事項に係る様式の統一化

提案内容：複数の機関に提出する下表の届出・報告様式（網掛け部分）を統一化、又は参考様式をコピーで提出できることとする。

届出・報告事項	提出先・様式（下線は事前届出）							備考
	主務省	先物協会	日商協	保護基金	東工取	東穀取	清算機構	
1. 高号の変更	参考様式	様式第5号	様式第5号	届出事項様式	様式10+略称届	事前届出	様式2-10	注1：主務省に届ける際の参考様式は日商協会専用ページに掲載 注2：主務省提出書類等の写しを提出する場合は、指定の届出様式に添付して提出（以下同）
2. 本店所在地の変更 支店開設・廃止 支店所在地の変更	参考様式 同 同	様式第8号 様式第9号 様式第8号	様式第8号 同 同	届出事項様式 届出事項様式 届出事項様式6	様式1 同 同	主務省提出の写 同 同	様式2-11 同 同	
3. 役員の変更	参考様式	様式第7号	様式第7号	届出事項様式4	様式12-2	主務省提出の写	様式3-7A	
4. 資本金額の変更	参考様式	様式第6号	様式第6号	届出事項様式8	様式22-1	主務省提出の写	—	
5. 受託商品市場の変更 受託・取次ぎの変更 取引所の加入・脱退 指定市場の加入・脱退	参考様式 同 — —	— — — —	様式第10号 同 様式第11号 —	— — 届出事項様式20 —	— — 様式16-1,16-2 —	主務省提出の写 同 同 —	— — [資格喪失申請] — 様式2-12,2-1	
6. 受託業務の開始 受託業務の休止・再開	参考様式 同	様式第11号 同	様式第11号 同	— —	主務省提出の写 同	主務省提出の写 同	— 様式3-2	
7. 破産・更生等申立	参考様式	—	様式第25号	—	様式8-2	主務省提出の写	様式3-3A	
8. 破産・更生等事実確認	参考様式	—	様式第25号	—	様式23	主務省提出の写	様式3-3B	
9. 定款の変更	参考様式	—	様式第27号	—	様式12-1	主務省提出の写	—	
10. 主要株主の異動 主要株主名簿	参考様式 同 別紙	様式第10号 同 別紙	様式第9号 同 別紙	届出事項様式9 届出事項様式10	様式22-1 同	主務省提出の写 同	様式3-6 同	
11. 兼業業務の開始 兼業業務の変更 兼業業務の廃止	様式第11号 参考様式 同	様式第14号 — 様式第15号	様式第16号 様式第17号 同	主務省提出の写 同 同	主務省提出の写 同 同	主務省提出の写 同 同	— — —	

平成20年3月13日

商品取引所・関係諸団体 御中

日本商品先物振興協会

事務処理の合理化に関する提案について

現在、商品取引員は、商品取引所及び同施行規則並びに各取引所又は関係団体の定款等の規定に基づき、主務省、取引所及び関係団体に多岐の項目に亘って届出、報告を行っておりますが、それぞれの提出先ごとに様式が指定されているものが多いが多々あるため、届け出る内容を提出先ごとに記入しなければならぬ等の非効率な事務処理を余儀なくされております。

この事務処理合理化の観点から、別紙の届出・報告事項について、①根拠規定等の記載を各機関に提出できるようにする、又は②主務省に提出したもの等の写しを提出すること等で代替する、等による対応が可能となるようご検討賜りたく提案する次第です。

取引員の経営コスト削減の一助となりまして、何卒ご高配のほどお願い申し上げます。

以上

届出・報告事項	提出先・様式（下線は事前届出）							備 考
	主務省	先物協会	日商協	保護基金	東工取	東穀取	清算機構	
12. 支配関係の開始	様式第12号	—	—	主務省提出の写	主務省提出の写	主務省提出の写	主務省提出の写	
支配関係の変更	参考様式	—	—	同	同	同	同	
支配関係の消滅	同	—	—	同	同	同	同	
取引員・証券会社所有	—	—	様式第21号	—	—	—	—	
同 支配関係の消滅	—	—	様式第22号	—	—	—	—	
外国商取業者の所有	—	—	様式第23号	—	—	—	—	
同 支配関係の消滅	—	—	様式第24号	—	—	—	—	
13. 特定業務の開始	様式第13号	—	—	主務省提出の写	主務省提出の写	主務省提出の写	—	
特定業務の変更	参考様式	—	—	同	同	同	—	
特定業務の廃止	同	—	—	同	同	同	—	
14. 受託業務の廃止	参考様式	様式第12号	様式第13号	—	主務省提出の写	主務省提出の写	様式2-2	
廃止の公告	参考様式	—	様式第12号	—	同	同	—	
15. 合併の認可申請時	〔申請〕	—	申請書の写	—	様式18	様式1-13①	—	
合併による存続	—	—	—	—	様式41	—	様式2-7	
合併による新設	—	—	—	—	同	—	様式2-3B	
合併による消滅	参考様式	—	—	—	—	様式1-21	様式2-3A	
合併時	—	様式第13号	認可書の写	主務省提出の写	認可書の写	—	—	
合併の公告	参考様式	—	様式第12号	—	主務省提出の写	主務省提出の写	—	
16. 分割の認可申請時	〔申請〕	—	申請書の写	—	様式18	様式1-13②、③	—	
被承継会社	参考様式	—	—	—	認可書の写	主務省提出の写	様式2-5	
承継会社	—	—	認可書の写	主務省提出の写	認可書の写	—	様式2-8	
17. 事業譲渡	〔申請〕	—	申請書の写	—	様式18	様式1-13④	—	
譲渡会社	参考様式	—	—	—	認可書の写	主務省提出の写	様式2-6	
譲受会社	—	—	認可書の写	主務省提出の写	認可書の写	—	様式2-9	
18. 清算機構の加入・脱退	—	—	様式第20号	届出事項様式21	様式17	申請書の写	〔申請〕	

- 2 -

届出・報告事項	提出先・様式（下線は事前届出）							備 考
	主務省	先物協会	日商協	保護基金	東工取	東穀取	清算機構	
19. 行政処分等								商品取引所法に基づく処分については、主務省から日商協・取引所・保護基金・清算機構には主務省から公文書で通知
①商取法に基づく処分	—	—	処分書の写	処分通知書の写	—	処分通知書の写	処分通知書の写	
②商取法の罰金刑	—	—	判決書の写	—	—	—	—	
③金商法に基づく処分	—	—	—	処分通知書の写	—	—	—	
④その他関係法令の処分	—	—	—	処分通知書の写	—	—	—	
⑤取引所の処分	—	—	様式第30号	—	—	—	処分通知書の写	
⑥金融取等の処分	—	—	—	—	—	—	処分通知書の写	
20. 訴訟・調停事件の提起	—	—	様式第33号	—	訴状の写	—	様式3-12	清算機構は3億円以上の訴訟・調停事件
訴訟・調停事件の終結	—	—	様式第34号	—	判決書の写	—	同	

2. 届出・報告事項の削減

提案内容：下記について届出・報告を要しないこととする。

届出・報告事項	提出先・様式							備 考
	主務省	先物協会	日商協	保護基金	東工取	東穀取	清算機構	
1. 保護基金の加入・脱退	参考様式	—	様式第18号	〔申請〕	主務省提出の写	主務省提出の写	—	
2. 主務省検査の開始	—	—	様式第31号	—	—	—	—	
主務省検査の終了	—	—	様式第32号	—	—	—	—	

- 3 -

取次業の利便性向上のため課題（会員ヒアリング 中間整理）

ヒアリング実施日：平成19年12月10日～平成20年1月9日

ヒアリング先：取次者5社及び取次玉受託会員5社（今後さらに、5社からのヒアリングを予定）

I. 取次者に係る課題（取次者と受託会員双方に係るものを含む。）

1. 制度に関する事項

項目	問題点	検討課題・改善策等
1. 証拠金の預託関連	<p>① 充用価格データの取次者への提供 清算機構から提供される充用価格の電子データは清算参加者（及び取引所・委託者保護基金）に限定され、取次者は利用できないため、充用有価証券の評価替えに多大な労力を要している。 *電子データはJ C C Hとデータ提供元である東京証券取引所との間の契約で第三者利用を制限。紙ベースの充用価格表はホームページに掲載。</p> <p>② 充用有価証券の取次者・受託会員間の移管・振替手続き 充用有価証券（本券及び無券面化証券）を取次者と取次先受託会員の間で移管又は振替を行う際に、だいかう証券ビジネスに提出する「口座振替依頼書」に受け方と渡し方双方の押印が必要であるため、取次者と受託会員が遠隔地にある場合、迅速な処理に支障となる。</p> <p>③ L/G契約終了時の取引証拠金の預託（J C C H証拠金預託委託契約取扱要領） 取次者は金融機関L/G契約による取引証拠金</p>	<p>⇒ 取次者にも証拠金預託義務があるので、J C C Hと東証との契約を変更して、電子データを利用できるようにできないか。</p> <p>⇒ 受方の押印を省略できないか。又は双方から別々に書類を提出するようにできないか。</p>

1

	<p>の預託猶予が受けられないため、受託会員が取次者に転換する場合には、L/G契約終了の5営業日前から証拠金不足額を預託しなければならず、過重な資金負担が求められる。</p>	
2. 純資産額規制比率（法第211条）	<p>取次者に対しても純資産額規制比率が適用されるため、受託会員から取次者に転換するメリットが少ない。</p>	<p>⇒ 委託者から預託を受けた預り証拠金が取次先受託会員を通じて全額清算機関に預託されていることが確認できれば、純資産額規制比率の適用を緩和できないか。</p> <p>⇒ 資金の預託を受けないIB制度の創設 〔備考〕 「取次者に係る委託玉リスクの低減」及び「IB制度の創設」については、平成19年7月31日付け文書にて主務省宛て要望済み。</p>
3. 事前交付書面記載事項（省令第104条第1項第2号）	<p>事前交付書面に取次先受託会員の代表者氏名を記載すべき旨が規定されているが、取次先受託会員の代表者の変更となる都度、同書面の変更が必要となる。取次先受託会員から通知が無いために、取次者が会員代表者の変更を知らない場合もある。</p>	<p>⇒ 事前交付書面に取次先受託会員の代表者氏名は記載しないこととできないか。 *取次先受託会員の代表者氏名を事前交付書面に記載する趣旨は何か。</p>
4. 商品取引員が受託会員と取次者を兼ねる場合の顧客の資金管理等	<p>① 委託者は、当該取引員において「受託に係る市場」と「取次に係る市場」の両方での取引を行う場合には2口座の開設が必要となるが、両口座間の値洗・証拠金の通算はできないため、資金効率が低下する。 *両口座の建玉の値洗を通算すれば追証拠金は生じないが、片方の建玉だけの値洗では追証拠金が生じる場合等。</p> <p>② 委託者が預託した証拠金でJ C C Hとの受払いを行うには、両口座間での資金移動が必要となる</p>	<p>⇒ 以下の対応は可能か。</p> <p>① 取引員がJ C C H又は取次先受託会員に預託する証拠金不足額を立て替える。 ア) 一方の口座だけで追証が生じていても、2口座の値洗を通算して追証が生じている場合以外は委託者に追証請求をせず、追証預託が必要となった口座については取次者が自己資金で立て替えて預託する。 イ) 委託者からの預り証拠金は取引開始時には受託口座又は取次口座のいずれか一方にその全額</p>

2

	<p>が、J C C Hと清算会員との間では1日1回しか証拠金の受払いを行わないため、最低2日（払出しに1日、預託に1日）を要する。</p> <p>③ 受託玉と取次玉の間で異なるロスカット制度が適用されている場合の問題点についても検討が必要。</p> <p>*そもそも受託会員と取次者を兼ねるインセンティブは何か。</p> <p>現行では、受託玉と取次玉に係る証拠金がそれぞれ異なる清算参加者により清算されることになるため、全ての建玉を取次ぎか受託かに一本化して処理する方が効率的。</p>	<p>を預託しておき、証拠金を預託していない口座で建玉した場合には、当該建玉に必要な証拠金の移動を完了するまでの間は、取次者が自己資金で立て替える。</p> <p>*海外では顧客が選定した受託業者（プライマリーブローカー）が一括して証拠金の預託を受けて、どこにいくら預託するかの判断はプライマリーブローカーが行って、証拠金を管理している。</p> <p>要は顧客から預った証拠金が複数のブローカーを経由していたとしても、全額清算機関に預託されていけばよいという考え。</p> <p>② 両口座の取引の清算を一の清算参加者に一括して委託することとすれば、両口座の値洗・証拠金の通算は可能となるか。</p> <p>③ 取次及び受託の取引区分毎に作成することが義務付けられている法定帳簿を統合的に作成することはできないか。</p>
5. 取次者が複数の取次先を有する場合の顧客の資金管理等	前記4と同様、取次者の取次先受託会員が複数の場合も、証拠金の別管理が必要となり、委託者の資金効率が低下する。	
6. 取次業への参入手続き	<p>① 証券会社等が新たに取次業に参入しようとする場合、どのような手続きが必要か、どのくらいの資金が必要か、業務開始までにどの程度の期間を要するか等がわからないため、参入を見送っているのではないか。</p> <p>② 証券業に比べ業務が開始できるまでの期間が長い。また、申請書類が多すぎる等手続きの煩雑さが参入を阻害しているのではないか。</p>	(具体的論点について、より詳細なヒアリングを実施する。)

2. インフラに関する事項

項目	問題点	検討課題・改善策等
1. 取引所の注文端末	<p>① 注文端末が取引所毎に異なるため非効率的。</p> <p>② 受託会員に提供される取引所の注文端末数が限定されているため、取次者からの注文に機動的に対処してもらえない場合がある。(板寄せ銘柄)</p>	<p>⇒ ウィンドウズのように一台のモニターに複数の画面を表示させ、画面を切り替えることで複数の取引所に発注できるシステムが開発できないか。</p> <p>⇒ 受託会員に複数台の端末が提供されれば、取次者から人員を提供することにより機動的な発注が可能となるのではないか。</p>
2. システムコスト	<p>① 取次者として新規参入する場合のシステム開発コストや、既存の受託会員が取次者に転換する場合の自社システムとの接続コストは、大きな障害。初期投資が大きいと取次フィーを受託会員に払いながら投資額を回収することは困難となる。</p> <p>② システム開発能力のあるシステム会社が取次者となって、複数の取次者から取次ぎを受けることができないか。</p>	<p>⇒ 取次先の受託会員からシステムの貸与を受けることで費用負担を軽減させることは可能か。</p> <p>⇒ 委託の取次ぎの取次ぎを解禁できないか。 *現行は、受託契約準則第37条第2項第4号で禁止。</p>
3. 預託区分の変更	受託会員の直接の委託者は建玉を保有したまま預託区分を変更できるが、取次委託者はオムニバス勘定で申告するため建玉を保有したままでは預託区分を変更できない。(個社のシステム上の問題)	⇒ システムの共同開発ができないか。

3. 取次契約に関する事項

項目	問題点	検討課題・改善策等
手数料の受領について	取次者が受け取る委託手数料は、受託会員を経由して受領するが、取次契約によって月一回と定められているため、キャッシュフローがタイトになりがちである。	

II. 受託会員に係る課題

1. 制度に関する事項

項目	問題点	検討課題・改善策等
(1) 証拠金の預託関連	<p>① 証拠金の預託区分（証拠金規則第19条） 受託会員が直接預託のみとしている場合でも、取次者が直接預託と差換預託の両方を採用している場合は、取次委託者からの「直接預託」分と「取次者差換」分に区分して預託しなければならないため、取次者の証拠金受入れ方法によって受託会員の証拠金管理が複雑化する。</p> <p>② 預託申告期限 取次者が預託申告額を確定させるまで清算参加者は自らの申告額を確定させることができないため、複数の取次者からの委託を受けると清算機関への預託申告期限である20時までに申告額を確定させることが困難となる場合がある。</p>	<p>⇒ 証拠金の預託区分を簡素化することはできないか。 （預託区分に係る情報は、本当に必要な情報なのか疑問。必要額が充足されているかどうかは清算機関側でも認識されていない。）</p>
2. 商品取引責任準備金	取次委託者に係る取引事故は一義的に取次者が責任を負うべきであるから、受託会員において取次者からの受託取引に係る責任準備金の積立は不要ではないか。	

2. 取次契約の問題

項目	問題点	検討課題・改善策等
取次者・取次委託者のリスクチェック	受託会員から見た場合、取次者の経営内容、取次委託者の資金状況等が分からないままでの取次者からの受託はリスクとなる。	⇒ 受託会員による取次者の財務・営業内容、取次委託者の資金状況等のチェックが可能か。

5

III. その他取引員の経営全般に係る課題

項目	問題点	検討課題・改善策等
1. 分離保管制度	<p>① 現行制度では、委託者から取引証拠金を預った日の翌日に清算機関に預託しなければならないとされているため、銀行保証委託契約（L/G）の額を大きめに設定しなければならない。</p> <p>② 委託者からの出金要請に対して自社資金で返戻を行い、出金額に相当する額の返戻申請を清算機関に行っている日に他の委託者から入金があった場合でも、保全対象財産の算定においては清算機関に預託してある返戻請求中の額と当該入金額との相殺が認められないため、大きめのL/G設定額が必要となる。</p>	⇒ 取引証拠金を預った日の翌日に清算機関に預託する制度（T+1）に改善の余地はないか。
2. J C C Hの他社清算資格	<p>① J C C Hの他社清算参加者に係る必要純資産額の合算制を見直すべき。</p> <p>② J C C Hの運営経費を預託証拠金に係る金利で賄う構造を改めるべき。清算手数料が1円では、清算専門参加者資格が創設されても新規参入は期待できない。</p>	

【今後の対応】

上記の検討課題・改善策について、主務省、清算機構等の関係機関と協議し、具体化を進めるものとする。

以上

6